

福井大学

目 次

I	認証評価結果	2-(10)-3
II	基準ごとの評価	2-(10)-4
	基準1 大学の目的	2-(10)-4
	基準2 教育研究組織	2-(10)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(10)-8
	基準4 学生の受入	2-(10)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(10)-16
	基準6 学習成果	2-(10)-31
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(10)-34
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(10)-41
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(10)-45
	基準10 教育情報等の公表	2-(10)-52
III	意見の申立て及びその対応	2-(10)-54
<参 考>		2-(10)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(10)-58
iii	自己評価書等	2-(10)-60

I 認証評価結果

福井大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 語学センターに多数の外国人教員を配置し、実践的語学教育の充実及びグローバル人材の育成に寄与している。
- 教員業績評価の結果を昇給又は号給の調整等、教員の処遇に反映させている。
- 「災害看護専門看護師教育課程」を医学系研究科修士課程にコース化し、すべての災害に対応できる高度な実践的能力を持った看護師を育成している。
- 教育地域科学部では、平成 21 年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（CST））養成拠点構築事業」に採択され、地域・学校拠点を活用する自己啓発型CST養成・支援システムの構築を図り、平成 25 年度からは文部科学省大学COC事業の一環としてさらに継続・推進している。
- 教育地域科学部では、就業力を高めることを目的としたアクティブ・ラーニング型教育プログラムを実施し、企業・地域体験型学習プログラムを展開している。
- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に採択された「地域を志向して人を育み、地域を活かす福井の知の拠点づくり」に基づき、地域の課題解決の視点を踏まえ、分野全体に関わる課題認識と問題への関心を高めるため、共通・教養教育におけるコア・カリキュラム化（地域コア・カリキュラムの構築）等によって、地域志向の実践力と創造力を有する学生の育成を進めている。
- 平成 23 年度科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」に採択され、博士人材キャリア開発支援センターを設置し、PDを実践的人材として育成し、企業への就職に結び付けている。
- 「学校拠点方式」に基づき、教員養成の新たな全国モデルとなる学部・大学院・附属学校を融合した、いわゆる三位一体改革を推進している。この取組は、平成 25 年度文部科学省特別教育プロジェクト経費「グローバル社会に必要な教師教育の革新をスピーディに実現する連携事業の推進」事業として採択されるなど、高く評価されている。
- 学部卒業生の県内就職率は約 50%であり、地域社会からの人材供給という期待に応えている。
- 教育の状況に関し、学内外に満足度調査等を積極的に実施し、その結果を改善に活かしている。
- 大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を適切に実施し、問題点を的確に把握している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 26 年 11 月に全学教育改革推進機構を新設しており、教学ガバナンスの強化が期待される。
- 平成 27 年度文部科学省COC+に「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する 5 大学連携事業」が採択され、地域重視の教育研究の強み・特徴を活かすべく取り組んでいる。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第1条に（目的及び使命）として、「(略) 学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする。」と定めている。

これを達成するため、具体的な教育目標を設定し、第2期中期目標・計画期間における「教育に関する目標」等を定めている。

各学部・学科・課程においては、教育研究の目的として、それぞれの特性に沿って基本的な目的を規程等に定めている。

加えて、長期目標を定め、各部局の教育的役割を明確化するためミッションを再定義し、長期目標及びミッションを達成するための機能強化の指針として「将来ビジョンと改革構想」を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院学則第2条に（目的）として、「(略) 学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

これを達成するため、具体的な教育目標を設定し、第2期中期目標・計画期間における「教育に関する目標」等を定めている。

各研究科・専攻・講座においては、教育研究の目的として、それぞれの学術分野に応じた基本的な目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】
基準 2 を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の 3 学部から構成されている。

- ・ 教育地域科学部（2 課程：学校教育課程、地域科学課程）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、看護学科）
- ・ 工学部（8 学科：機械工学科、電気・電子工学科、情報・メディア工学科、建築建設工学科、材料開発工学科、生物応用化学科、物理工学科、知能システム工学科）

各学部、学科、課程で定められている教育研究の目的に応じた教育研究活動を行う組織構成がなされている。なお、平成 28 年度に教育地域科学部を教育学部に改組し、さらに工学部も再編することとしている。また、地域の創生を担い、グローバル化した社会の発展に寄与する人材育成を目指す「国際地域学部」を新たに設置することとしている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育を担う全学的な責任組織として、教育・学生担当副学長を機構長とする全学教育改革推進機構を設置し、当該機構内に機構長補佐を委員長とする共通・教養教育委員会を設け、この下に共通教育センター（文京キャンパス：教育地域科学部及び工学部）及び医学部教養教育委員会（松岡キャンパス：医学部）を置き、全学的な教養教育に関する主要な事項について協議・企画・調整等を行うことで教養教育を実施している。

文京キャンパスでは、共通教育センターに置かれた、教育地域科学部及び工学部選出教員から構成される共通教育委員会が教養教育の運営に係る事項等を審議し、教養教育を担う体制である。

松岡キャンパスでは、医学部長を長とする医学部教育委員会の下に、医学部教養教育委員会を設け、医学準備教育を含む教養教育に係る事項等を所掌している。この委員会は医学準備教育を含む教養教育を主として担当する医学科・看護学科全教員から構成され、教養教育を担っている。

なお、教養教育は基本的に全教員出動体制の方針に沿って実施され、両キャンパスにおける教養教育交流は、共通教育科目、総合教育科目、基礎教育科目等を担当する教員のキャンパス間移動による講義の開講等によってなされている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は3研究科から構成されている。

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻、専門職学位課程1専攻：教職開発専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：看護学専攻、博士課程1専攻：統合先進医学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程10専攻：機械工学専攻、電気・電子工学専攻、情報・メディア工学専攻、建築建設工学専攻、材料開発工学専攻、生物応用化学専攻、物理工学専攻、知能システム工学専攻、繊維先端工学専攻、原子力・エネルギー安全工学専攻、博士後期課程1専攻：総合創成工学専攻）

大学改革の一環として、医学系研究科博士課程及び工学研究科において専攻等の大幅な再編が行われるなど、社会ニーズ等に柔軟に対応している。さらに、学内外の教育研究組織との積極的な連携や連合大学院の設置等、専門的な教育研究の一層の充実に努めている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、主に以下の学内共同教育研究施設等及び学部等附属施設を設置している。

- ・ 学内共同教育研究施設等：附属図書館（総合及び医学図書館）、高エネルギー医学研究センター、地域環境研究教育センター、遠赤外領域開発研究センター、共通教育センター、生命科学複合研究教育センター、産学官連携本部、附属国際原子力工学研究所、総合情報基盤センター、高等教育推進センター、子どものこころの発達研究センター、語学センター、博士人材キャリア開発支援センター、国際交流センター
- ・ 学部等附属施設：附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属教育実践総合センター、附属地域共生プロジェクトセンター、附属病院、附属先進イメージング教育研究センター、附属地域医療高度化教育研究センター、先端科学技術育成センター

語学センターには、外国人教員を13人配置しており、実践的語学教育の充実及びグローバル人材の育成に寄与している。各センター等に自己点検・評価を義務付けており、点検・改善を介しセンター等の機能強化・活性化を図っている。これらセンターの活動状況は「良好である。」と役員会等から評価されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項を全学的に審議する機関として、学長を議長とする教育研究評議会を設置している。同評議会は毎月1回開催され、議決された事項のうち重要事項は、役員会で審議し最終決定している。

各学部には、学部長を議長とする教授会を設置している。教育課程の編成等の審議を定めた学部教授会規程（工学部は工学研究科教授会規程）に則し、毎月定例開催の教授会において（原則的に教育地域科学部は月2回、医学部及び工学部は月1回）、学部における教育活動に係わる重要事項等について審議している。

各研究科には、研究科長を議長とする研究科委員会（工学研究科は同教授会）を設置している。研究科の教育課程の編成等の審議を定めた研究科委員会規程（工学研究科は同教授会規程）に則し、大学院における教育活動に係わる重要事項等について審議している。なお、工学研究科では代議員会が設置され、その役割等を別途規程に定めている。

教育活動に関する重要事項を全学的に審議する機関として、委員会規程に基づき、（全学）教務学生委員会を設置している。教育・学生担当理事を委員長とする同委員会は毎月開催され、教育課程や教育方法等の全学的教学や学修支援の企画・運営等に関する事項について審議している。各学部では、学部長又は学部長指名の教授を委員長とする（学部）教務学生委員会等を設置し、（全学）教務学生委員会との連携の下、原則として月1回開催し、各部局における教学や学修支援等について審議している。

さらに、教育に関する委員会等を統括し、全学の教育改革を推進することを目的に、平成26年11月に教育・学生担当副学長を機構長とする全学教育改革推進機構を設置し、全学的な教学ガバナンス体制を整備している。加えて、具体的な教育関連施策を企画・実施するとともに、中長期的な課題について提言し、教育及び修学支援の充実を図ることを目的として、高等教育推進センターを設置し、当該センターの活動成果を、教育改革に係る様々な取組の成果等とともに、『高等教育推進センター年報』として公表している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 語学センターに外国人教員を13人配置し、実践的語学教育の充実及びグローバル人材の育成に寄与している。

【更なる向上が期待される点】

- 教育に関する委員会等を統括し、全学の教育改革を推進することを目的に、平成26年11月に全学教育改革推進機構を新設しており、教学ガバナンスの強化が期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学則第4条（教員組織）及び大学院学則第6条（教員組織）に基づき、教員組織を編制している。教員は基本的に、自らの専門分野等に応じ、教育研究組織である教育地域科学部、医学部、大学院工学研究科及び大学院教育学研究科等に所属し、学士課程専門教育と教養教育を行うとともに、大学院課程における教育研究活動を担当している。

教育研究に係る責任体制については、学則第15条（学部長）及び大学院学則第7条（研究科長）に基づき、学部・研究科に学部長・研究科長を置いている。教育地域科学部・教育学研究科及び医学部・医学系研究科では学部長と研究科長は兼務であり、工学部・工学研究科においては工学研究科長が学部長を兼務する。各学部・研究科では、学部長・研究科長の業務を補佐する副学部長（教育地域科学部：4人、医学部：4人）・副研究科長（工学研究科：3人）を配置している。さらに、学科長や講座・領域主任等を配置し、教育研究活動について責任体制を構築している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育地域科学部：専任89人（うち教授46人）、非常勤38人
- ・ 医学部：専任174人（うち教授44人）、非常勤164人
- ・ 工学部：専任115人（うち教授50人）、非常勤37人

教育上主要と認める授業科目（専門教育科目）の専任の教授又は准教授による担当率は、大学全体で82.8%、特に、必修科目については92.1%である（平成26年度実績）。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 25 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 18 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 133 人（うち教授 66 人）、研究指導補助教員 11 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 103 人（うち教授 71 人）、研究指導補助教員 35 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 79 人（うち教授 41 人）、研究指導補助教員 34 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：26 人（うち教授 10 人、実務家教員 14 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するために、教員人事、男女共同参画推進、外国人教員の確保、サバティカル制度、優秀教員表彰等の措置を講じている。

教員人事においては、採用は公募を原則とし、年齢、国籍等に制限を設けることなく、教育・研究・診療等に優れた様々な経歴を持つ人材を採用し、結果的に大学、民間、公務員等多彩な経験を有するバランスの取れた年齢構成の教員組織となっている。教育職員の任期に関する規程に基づき、任期制を適用し、助教は原則として任期付である。さらに、参画する特定の計画、又は特定領域研究の推進に基づき特任教授（平成 27 年 5 月 1 日現在 4 人）、特命教員（同 96 人）を、任期を定めて採用している。平成 27 年 5 月 1 日現在 267 人（全教員の 33.1%）が任期付教員等として採用されている。なお、医学部特命教授は平成 26 年度紫綬褒章を受賞するなど、当該取組の成果が上がっている。また、平成 23 年度科学技術人材育成費補助金「テニユアトラック普及・定着事業」の支援を受け、国際公募によって、優秀な若手研究者を採用し、このうち 1 人が医学部教授として採用され、1 人は文部科学大臣表彰の若手科学者賞を受賞するなど、当該取組の成果が上がっている。さらに、教員人事の弾力化、優秀な教員の採用等を進めるため、平成 26 年度より、年俸制を導入し、平成 27 年度現在 19 人（全教員の 3.5%）が年俸制を適用されている。

教員の年齢構成については、25～34 歳：4.8%、35～44 歳：31.9%、45～54 歳：35.8%、55～64 歳：24.9%、65 歳以上：2.6%となっており、著しい偏りはない。

男女共同参画推進については、次世代育成支援対策推進法に基づく方策である「基準適合一般事業主」の認可を全国の国公私立大学で初めて受け、その後継続して認可を受けるなど女性の働きやすい職場作りを推進している。平成 24 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」の採択を受け、男女共同参画推進センターに女性研究者活動支援部門を設置している。男女共同参画を実現するため、平成 21 年 3 月に制定した男女共同参画推進に関する基本方針に沿って、平成 24 年 3 月に、平成 27 年度までの目標値を女性研究者比率 17%以上とした「女性研究者比率向上のためのポジティブ・ア

クション」等を策定し、この目標を達成している(平成27年5月現在、女性教員94人:女性教員比率17.4%)。

外国人教員の確保については、採用に当たり国籍に制限を設けず、目的に応じて国際公募を行っている。外国人の専任教員は、平成27年5月1日現在6か国16人(専任教員比率:3%)で、うち、語学センターに教授2人を含む13人を採用している。

サバティカル制度については、優れた実績を有する教員の一層の資質向上や教育研究の推進を図るためサバティカル研修に関する規程が定められており、平成21年度からこれまでに、5人の教員が当該制度を活用している。

優秀教員表彰については、表彰実施要項に基づき、優れた教育又は研究成果を上げた教員に「学長賞」「学長奨励賞」を授与し、併せて教育・研究奨励手当(学長賞20万円、学長奨励賞10万円)を支給している。また、教育地域科学部では優秀教員、医学部では優秀教員賞、ベストティーチャーアワード、優秀論文賞、工学部では優秀教員、the teacher of the year等、優れた成果を挙げた教員に対する独自の優秀教員表彰を実施している。加えて、教員業績評価の評価結果に基づき、「活動状況が極めて優れている」「活動状況が優れている」と評価された教員に給与の特別昇給を付与している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

職員の採用・昇格は、職員就業規則第7条、第10条に定められている。各部局では、具体的な選考運用、採用基準や昇格基準等を定める規程等を設けている。教授又は准教授の採用・昇格の場合、各部局は、その選考をあらかじめ人事会議(学長及び常勤理事で組織)に届け出、全学的な教員の適正配置の観点から学長の許可を得た後に、人事を開始することとしている。教員の選考に当たり、選考委員会を設置し、採用基準や昇格基準等に基づいた選考の実施に努めている。

採用においては、応募者に教育研究実績や抱負等を記述した資料の提出を求め、それに基づく教育及び研究業績や指導力の評価に資する内容を含む審査資料が教授会等に提出され、定められた基準に基づき審査が行われている。審査内容は、教育研究等の実績のみならず、教育及び教育研究上の指導能力を重要な項目としており、教育と研究の力量を併せ持った人材の採用・昇格に努めている。指導能力評価として、候補者の講演・面接、必要に応じて、模擬授業による教育技法評価を行うなど、部局に応じた審査が実施されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価規程及び教員評価実施細則に則り、平成19年度より3年ごとに教員の教育及び研究活動等に関する評価(教員業績評価)を実施している。

教員業績評価では、「教育」「研究」「社会貢献・国際交流」「管理運営」等を評価領域としている。各部局で定められた評価基準に則り、各領域の取組状況・実績について各教員が作成した自己評価表及び総合データベース情報により、部局長評価・学長評価を行い、教員個人の評価を6段階(SS、S、A、B、C、D)で評定している。学長は、中期目標達成への大きな貢献や卓越した教育研究等をなした教員を「SS」又は「S」として高く評価し、他方、活動状況に問題があり改善を要す教員は「D」と評価することとし

ている。なお、平成26年度の実績は、「SS」1.9%、「S」3.0%である。評価結果は、「教員の個人評価結果通知・報告書」として当該教員に通知され、必要に応じて異議申立てできるものとしている。

評価結果は人事評価にも活用され、昇給又は号給の調整等、教員の処遇に反映している。さらに、「SS」と評価された教員の氏名を理由とともにウェブサイト上で公表する一方で、活動状況に一部改善を要する「C」と評価された教員には指導が、「D」の教員には改善勧告等がなされる。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育支援業務を行う学務部には、学務部長の下、教務課(24人)、学生サービス課(16人)、入試課(9人)、国際課(13人)、学術情報課(30人)、就職支援室(6人)、松岡キャンパス学務室(23人)に、課長、室長を含む事務職員が配置されている。学術情報課が所管する2つの図書館には、司書資格を有する職員(総合図書館5人、医学図書館4人)が配置されている。教育支援者の採用に当たっては、事務局職員採用方針等に則し、人間性を兼ね備えた優秀な人材の登用のみならず、教育活動の国際化の展開を支える、英語が堪能で海外経験のある事務職員(延べ4人)を採用している。

2つのキャンパスには技術職員が配置され、文京キャンパス(23人)では、学生の実験実習等における技術指導、松岡キャンパス(13人)では、医学部所属技術職員が技術指導に当たっている。

教育補助者としてティーチング・アシスタント(TA)実施要項に基づき、平成26年度には年間延べ454人の大学院学生をTAとして採用・活用している。また、助手(教務職員8人)も実験・演習等の教育補助を分担している。

スチューデント・アシスタント(SA)制度を平成26年度に設け、教職員と協働し、大学の運営業務(修学指導及び相談、修学支援に係る作業、学内環境美化に関する補助業務等)の支援に活用している。SA制度は教育的配慮の下に運用され、SAとして大学運営に特に貢献した学生には「運営活動貢献認定証」を授与している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員業績評価の結果を昇給又は号給の調整等、教員の処遇に反映させている。
- スチューデント・アシスタント(SA)制度を設け、教育的配慮の下、大学の運営業務(修学指導及び相談、修学支援に係る作業、学内環境美化に関する補助業務等)の支援に活用している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

「学士課程の全学アドミッション・ポリシー」として、求める学生像と入学者選抜の基本方針を明記した大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。この下に、学士課程においては学部・学科・課程ごとに、また、求める学生像、入学者選抜の基本方針を選抜の入試区分ごとに、詳細に明記した入学者受入方針を定めている。

工学部機械工学科の例を以下に示す。

「(求める学生像)

1. ものの形や動く仕組みに強い興味を持つ人
2. 広い視野と柔軟で豊かな思考力を持つ人
3. 自分の考えを相手に正しく伝えられる人

(入学者選抜の基本方針)

大学入試センター試験（5教科7科目）により基礎的学力を総合的に判定する。さらに個別学力試験（数学、物理）により、数学と物理に関する標準的な知識と理解に基づいて論理的な思考を展開し、それを記述する能力を判定する。」

また、大学院課程においても、研究科・課程・専攻ごとに、学士課程に準じた求める学生像、入学者選抜の基本方針を選抜の入試区分ごとに、詳細に明記した入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、入学者選抜要項及び各学部の学生募集要項に則り、一般選抜、特別選抜（推薦入試、AO入試、留学生や編入学生のための入試）等、多岐にわたる入試区分において入学者受入方針と整合性のある入学者選抜を実施している。

一般選抜では、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文、面接、出願書類等により、学生の資質や基礎学力等を総合的に判定している。推薦入試では、大学入試センター試験を課さない推薦入試Ⅰ及び課す推薦入試Ⅱが行われ、志望理由書等の出願書類、小論文、面接等により、学生の資質・意欲や基礎学力等を総合的に判定している。医学部医学科の推薦入試Ⅱでは、県内地域医療に従事する意欲を重視する「福井健康推進枠」及び「地域枠」を設けている。AO入試は、教育地域科学部の臨床教育科学コース、障害児教育コース及び美術教育サブコースと工学部で実施されており、大学入試センター試験を課さないAO入試Ⅰ及び課すAO入試Ⅱが行われている。自己推薦書等の出願書類、面接、小論文等の審査による一次選考で自己アピール力や文章力等を判定し、さらに二次選考では面接やプレゼンテーションの審査

により、学生の目的意識・意欲、表現力、基礎学力等を総合的に判定している。編入学試験は、医学部医学科と工学部で実施している。志望理由書を含む出願書類、学力検査及び面接により、学生の資質、明確な目的意識、強い意欲や理数系学力等を総合的に判定している。私費外国人留学生入試は、教育地域科学部、工学部で実施されており、日本留学試験及びTOEFL、学力検査（小論文を含む。）、面接等により、日本語能力や基礎学力等を総合的に判定している。

大学院課程では、各研究科の学生募集要項に則り、一般選抜、特別選抜（社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、推薦選抜）等、研究科（課程・専攻等）ごとの入学者受入方針と整合性のある方法により入学者選抜を実施している。一般選抜では、英語を含む筆記試験、口述試験、面接、書類審査等により、学生の希望する研究領域における専門的知識、語学力等を総合的に判定している。工学研究科では、外国人留学生及び社会人に対する特別選抜を実施している。前者では、学力検査を免除し、口述試験と書類審査により、後者では、企業等に勤務している者を対象に、所属長からの推薦に基づき、学力検査、口述試験と書類審査により、学生の希望する研究領域における専門的知識、資質等を総合的に判定している。また、工学研究科では、新たに外国から留学するものを対象とした、英語のみで修了できる「国際総合工学特別コース：GEPIS（博士前期課程）」及び「国際技術研究者育成コース：GEP for R&D（博士後期課程）」を設け、提出書類等を総合的に評価する特別選抜を秋期入学・春期入学で実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

委員会規程に基づき、学長を委員長とする（全学）入学試験委員会を設置し、全学的観点から、入学者選抜の基本方針や実施等に関する事項を審議している。各学部を設置された学部入試委員会等は、（全学）入学試験委員会の下、学部長を委員長とする責任体制をとり、入学者選抜方法、入学試験の実施及び計画、合格者の判定（案）等に関する事項を審議するとともに入試実施業務を担っている。また、AO入試については、AOセンターと学部入試委員会との連携の下、入試業務が実施されている。

入学試験実施規程に沿って実施体制が構築され、一般選抜においては、学長を本部長とする全学入試実施本部を設置して全学的に統括するとともに、実施主体となる各学部では、学部長を実施責任者とする試験場本部を設置し、入学試験監督者要項、面接要項等に基づき各試験場における試験監督業務、面接業務、警備・連絡業務等を実施している。なお、特別選抜においても、このような実施体制に準じて、入学者選抜が実施されている。入試問題作成ではモニタリング等による点検を実施し、出題ミス防止を図っている。また、採点委員は、問題作成時に準備された解答例及び採点基準に基づき、採点を行い、学力検査等の計数管理は複数の教職員による確認を実施している。

合格者の判定については、学部入試委員会等が作成する選抜試験結果に基づく判定資料により、教授会で審議した後、学長が合格者を決定している。入学者選抜の透明性を確保するとともに、次年度以降の受験生に対して情報提供を図るため、入学試験データを入学志願者資料集等で公表し、さらに、受験生の申し出に応じて試験成績を開示している。

大学院課程の入学者選抜は、学士課程に準じる実施体制の下、各研究科が中心となり、それぞれの実施要項等に沿って問題作成、入学試験実施、採点等を実施している。それぞれの選抜試験結果に基づく判定資料により、各研究科委員会で審議した後、学長が合格者を決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入状況の検証を含め入学者選抜方法等の点検・研究を担う組織として、高等教育推進センターに入試企画部門を設置し、入学後の学生の入試区分別のGPA（Grade Point Average）平均値による成績追跡等、様々な追跡調査や学生に対するアンケート及び分析等を実施し、全学的な入学者選抜に係る企画立案・提言を行っている。

さらに、（全学）入学試験委員会の下に設置された入学者選抜方法研究小委員会は各年度の入試データや年度推移の分析・検討等を行い、入学者選抜方法の問題点等を明らかにし、調査結果を報告書として各部局に配布し、入学者選抜の改善につなげている。

学部入試委員会等は、全学的な検証結果を踏まえつつ、それぞれの部局で実施された個々の選抜方法等について、受験者の動向、入学者の状況や学業成績追跡の調査等を行い、選抜方法及び募集人員の変更、科目配点の変更等の改善に反映している。

なお、教員を対象とするアンケートにおいて、「1年生（入学生）は、アドミッション・ポリシーに明記された求める能力、資質等を有している、あるいは、アドミッション・ポリシーにおいて求める学生像に適していると思いますか」の設問に対して、「強くそう思う」又は「そう思う」と回答している比率が教育地域科学部では83%、医学部では59%、工学部では77%である。

大学院課程においても、受験者の動向、入学者の状況や学業成績追跡の調査結果等から、選抜方法、募集人員、外国語科目での外部検定試験の導入等、入学者選抜の改善につなげている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 教育地域科学部：1.05倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（2年次編入）：0.92倍
- ・ 工学部：1.05倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.24倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.87倍
- ・ 医学系研究科：0.98倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.11倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：1.02倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.96倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科 : 1.03 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学則に明記された教育課程の編成方針・方法に基づき、大学全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように定めている。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、各学部の教育資源・特性等を積極的に活用しつつ、下記の方針に従って、「グローバル社会において真に活躍できる高度専門職業人」の育成に適した体系的な教育課程を編成し実施します。

1. 学部等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、卒業時に備えるべき能力・資質等が修得できるよう、体系的な教育課程の編成を行います。
2. 共通・教養教育科目においては、広く学問の知識や方法を学び、人間性豊かで、社会のグローバル化や知識基盤社会に対応できる総合的な判断力と行動力を持った社会人となるための「教養」を身につけ、さらに、円滑なコミュニケーションの基盤となる高い語学力や専門科目の履修に必要な知識等を修得するよう適切な授業科目の開設を行います。
3. 専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、専門的知識・方法を学ぶことにより、各専門領域における実践的な能力等を修得するよう系統的な授業科目の開設・配置を行います。
4. 各専門領域における課題を探究する力及び問題解決能力を修得するよう、様々な授業方法・形態等による授業を積極的に配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供します。
5. 十分な学修時間を確保し、さらに、成績の評点は各科目に掲げられた授業の狙い・目標への達成度を目安とし、成績評価の公平性と透明性を確保します。」

この方針の下、共通教育センター及び教育地域科学部、医学部、工学部では、それぞれの教育目的を反映させた教育課程の編成・実施方針を定め、さらに、すべての学科及び課程ではより具体的な教育課程の編成・実施方針をそれぞれ定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は教育課程の編成・実施方針に基づいて編成され、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に規定されている知識・技術等を養成するために必要な授業科目を、各学部で定めた履修規程、履修要項及び共通教育科目履修要項に則し、配置している。

教育課程は、各学部の教育目的・特性を踏まえたキャンパスごとの共通教育科目（文京キャンパス）、教養教育科目（松岡キャンパス）及び、学位授与方針に掲げられた各専門分野における知識・技術等を修得するために必要な専門教育科目から編成され、必修科目や選択科目として、年次配分のバランスを考慮し配置している。専門教育科目の授業内容は、各分野における専門的な知識・技術等を修得することができ、その水準において授与される学位名と整合性を有するものとなっている。

例えば、教育地域科学部地域科学課程においては、1年次を中心に2年次にかけて、大学教育入門セミナー、基礎教育科目（外国語科目・保健体育科目・情報処理基礎科目）、教養教育・副専攻科目を配置している。また、1年次から始まって高学年において徐々に比重を増すよう、課程共通科目（地域科学基礎科目・地域課題ワークショップ科目・スキルアップ科目）及び専門教育科目（地域政策領域専門科目・人間文化領域専門科目）を配置している。4年次には、課程教育の総まとめとして卒業研究を配置している。なお、地域課題ワークショップ科目は、討議やワーク（実際に身体を動かすこと）を重ねることにより、参加者がお互いの知識と経験を共有する場を提供し、学生の問題意識の醸成と課題探求・解決能力、コミュニケーション能力等の育成を目的に、1年次から4年次までの学習の各段階に有機的に組み込まれている。他の課程・学科においても同様に体系的な教育課程を編成している。

各学部・課程・学科ではカリキュラム・マップ／ツリー等を作成・公表し、教育課程の体系性を明確にしている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて、教育学、地域科学、医学、看護学、工学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

単位互換については、他学部の授業科目の単位認定、単位互換制度に基づく福井県内及び北陸地区国立大学等間での単位認定、さらに放送大学との単位互換制度による単位認定等により、学生が履修可能な科目の拡大を図っている。また、大学以外の教育施設等での学修の認定、編入学生への配慮を含めた入学前の既修得単位の認定も行っている。

専門分野に強い意欲を持つ学部学生が大学院授業科目を在学中に履修できる早期履修制度を医学部（医学科）及び工学部で設けており、医学部では2～9人、工学部では26～108人の学生が活用している。

教員は、再生医療の最先端の知見や自律的に行動できる知能ロボットのための最新情報や研究成果、再

生医工学の知見等、各専門分野における最新の研究成果等を授業科目内容に反映するなど、学術の発展動向に配慮している。

キャリア形成支援教育として、教育地域科学部では、地域の核となる優れた理科教員を育成することを目的として、平成21年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（CST））養成拠点構築事業」に採択された「地域・学校拠点を活用する自己啓発型CST養成・支援システムの構築」を福井県教育委員会との協力の下で進め、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」の一環として継続している。平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業（就業力GP）」に採択された「世代間交流と地域参画活動が生み出す就業力」、それに続く平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定された「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育力改革の強化事業」（幹事校：三重大学）では、地域参画型の実践教育と専門教育を結合させて就業力を高めることを目的としたアクティブ・ラーニングに重点を置く教育プログラムを拡充するとともに、企業・地域体験型学習プログラムを展開している。工学部では、就業力育成の一環として、学生が自らの将来像を明確にするとともに、卒業後の社会生活に適応する力を身に付けさせることを目的とした「みらい協育プログラム」を実施している。教育地域科学部及び工学部ではインターンシップ制度を整備しており、平成26年度には103人が参加している。

海外大学等との協定（平成27年5月1日現在73機関）に基づく交換留学制度や長期休暇等を利用した短期留学制度を整備している。また、平成24年度文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」に採択され、海外留学プログラム、実践的英語教育の充実等により、グローバル社会において高度専門職業人として活躍できる人材の育成を進めている。

地域を志向した教育として、平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「地域を志向して人を育み、地域を活かす福井の知の拠点づくり」に基づき、共通・教養教育課程における「ものづくり・産業振興・技術経営」「持続可能な社会・環境づくり」「原子力・エネルギー」分野のコア・カリキュラム化（地域コア・カリキュラムの構築）等を進めている。さらに、平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」が採択され、地域重視の教育研究の強み・特徴を活かすべく取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各学部では、それぞれの目的・特性に応じた講義、演習、実験・実習（教育地域科学部では実技を含む。）等の多様な授業形態を組み合わせた科目を配置している。授業形態別に見ると、講義が22～88%、演習が2～53%、実験・実習・実技が0～68%等と、学部・学科・課程・コースによる特色が現れている。また、それぞれの教育内容に応じた、少人数教育、対話・討論を行うアクティブ・ラーニング型、フィールド型の授業形態や、メディア及びTAを活用するなどの学習指導法の工夫を行っている。さらに、共通・教養教育課程において、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」に基づき、TESOL (Teaching English to Speakers of Other Languages) 等を専門とした語学センターインストラクター等を活用した実践的な少人数型英語教育科目（1クラス約20～25人）を展開している。

各学部における学習指導法の工夫で特徴あるものとして、教育地域科学部学校教育課程では、実践コア科目が挙げられる。この科目では、1年次から4年次まで段階的に履修させ、全学年が協働して地域の実

践コミュニティに参画しながら、各種の実習・探求的活動と大学における学習・研究を有機的に結び付け実践的で統合的な授業を展開している。医学部医学科では、テュートリアル教育の導入と並んで、医学知識・技能の効率的な修得・確認のための統合型講義や実習・実験を導入している。また、先進イメージングシステムを活用した e-learning 教育用教材の開発を進め、画像医学教育システムを利用した画像医学教育を実施している。工学部では、平成 20 年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「夢を形にする技術者育成プログラム」を基礎として、学生の自主性や創造性を高め、知識・技能を総合して問題を解決する実践能力の育成を目指した総合型体験学習である「創成教育」を継続的に実施しており、さらに意欲的な学生を対象に、学科横断型の科目である学際実験・実習（知能ロボット・プロジェクト、アプリ開発プロジェクト、エコロジー&アメニティー・プロジェクト）（選択科目）を設けている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行われている。

単位の实質化への配慮として、学則第 47 条に則し、教育地域科学部及び工学部では、学期ごとの専門教育科目の履修単位数の上限（CAP制）を定めている。授業時間外の学習時間の確保については、ミニテスト、課題・レポート、中間テスト、授業外の学習指示、教員による指導等、様々な方策によって授業時間外の自主学習を奨励している。

自主学習態度を喚起するための取組として、能動的学習等を積極的に導入している。各学部では、ワークショップ型科目、テュートリアル教育科目、グループ学習を導入した卒業研究等が導入されており、学生からは、「様々な視点から調べることができ、深い議論ができた。」等、積極的な評価を得ている。また、自主学習環境の整備については、図書館における土日休日開館や利用時間拡大、自習にも活用できる少人数用教室や語学学習のための e-learning システムの整備等、授業時間外学習・自主的な学習の場を積極的に提供している。

『学生生活実態調査 2013 報告書』（全学生を対象）によれば、平日 1 日当たりの授業時間外学習時間の平均は、0.7 時間（平成 22 年度調査結果）から 1.3 時間（平成 25 年度調査結果）へと増加しているものの、更なる増加・確保が望まれる。

これらのことから、授業時間外学習時間確保に十分な効果が上がっているとはいえないものの、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

キャンパスごとに様式を統一したシラバス作成要領に沿ってシラバスを作成し、統一的な検索システムを大学ウェブサイト上に公開している。さらに、学生の利便性に配慮し、共通教育及び医学部では冊子の配布、教育地域科学部及び工学部では履修手引の配布を行っている。

シラバスの様式には、科目名、授業形態、担当教員名、授業の目標、各回の授業内容、授業方法、学生の目標、評価の方法、オフィスアワー、準備学習等についての具体的な指示等が記載され、授業の履修に必要な情報を事前に学生が把握できるものとなっている。なお、準備学習等についての具体的な指示を含め、必要な事項が必ずしも十分記載されていないシラバスも散見され、高等教育推進センターFD・教育

企画部門を中心に、シラバスの事前チェック体制の整備、全学的に統一化されたシラバスや英語版シラバスの作成を開始している。

高等教育推進センターが実施した平成 25 年度カリキュラムアンケートの結果では、シラバスの活用について、「活用している」が 38%、「ときどき活用している」が 41%である。シラバスは、履修科目の選択や毎回の授業内容の確認等に利用されている。

これらのことから、おおむね適切なシラバスが作成され、履修科目の選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

共通・教養教育において、すべての学部の新入生に対して入学時に TOEIC IP 等を実施し、その結果に基づいて英語の習熟度別クラス編成（4段階）を行い、学生の英語力レベルに適合した授業内容を提供している。

アドミッションセンターでは、大学入試センター試験を課さない AO 入試 I 合格者を対象として、入学までの約 5 か月の間、主に英語と数学について、入学前教育を実施している。

総合図書館では、学習について悩みを持つ学部学生の質問や相談に対し、当該大学に在籍する大学院学生（修士・博士）が、学習指導等の支援を行うラーニング・アドバイザー（LA）の制度を設けており、基礎学力不足の学生への対応にも当たっている。平成 26 年度の実績は、ラーニング・アドバイザーは 10 人、年間の相談件数は 137 件である。

医学部では、医学科リメディアル教育システムを設け、アドバイザー教員又は学年主任が学生本人からの相談あるいは成績情報からの抽出に基づいて必要と判断した場合、若しくは学生自身が必要と判断した場合に、当該学生に対する補習等を行っている。さらに、学修の基礎となる生物学等に関して、高等学校での未履修者に対する「医学のための生物学入門」「看護のための生物学入門」を補習授業として開設し、平成 26 年度の調査では、それぞれ受講学生の 76%、92%から有益であったとの評価を得ている。

工学部では、平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業（テーマ A）大学教育推進プログラム」に採択された「学士力涵養の礎となる初年次教育の充実」を基礎として、学修の基礎となる数学と物理に関して、基礎学力不足の学生への対応を継続的に実施している。数学では、新入生を対象とした数学プレースメントテストを行い、成績の低い学生に対して、補習クラスである「数学ステップアップ」の受講を課している。また、1 年次前期開講科目「微分積分 I」の不合格者を対象とした「微分積分ステップアップ演習」も開講している。物理では、高等学校で物理未履修の学生向けに「物理ステップアップ」の補習授業を開講するとともに、高等学校で物理を学習したがもう一度学習したいとする学生向けに、共通教育科目の中で「物理と微積分」を開講している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学則等に定めた人材育成の目的の下、学士課程全体の学位授与方針を次のように定めている。

「(略) 学士課程において、所定の年限在籍し各学部の体系的な教育課程により学業を修め、学部・学科等ごとに定められた、高度専門職業人として備えるべき実践力・資質等に対応する学位授与水準（学力・能力・資質等）を満たした学生に対し、学士の学位を授与します。」

その方針に沿って、各学部は学位授与方針を定めている。工学部の例を以下に示す。

「工学部では以下のような卒業生を社会に送り出します。

1. 基礎的な知識・教養、および専門的知識・能力を有している。
2. 創造力、自己学習力、問題解決能力、およびコミュニケーション能力を有している。
3. 高度専門技術者として守るべき倫理や負うべき社会的責任を理解し、幅広い視野をもって社会の発展に貢献できる。」

さらに、学部全体の学位授与方針の下、医学部及び工学部では学科ごとに、教育地域科学部では課程ごとに卒業生に身に付けさせるべき知識・能力等を明記したより具体的詳細な学位授与方針を定めている。工学部物理工学科の例を以下に示す。

「物理学を中心に自然科学、数理科学の基礎を学習し、次のような資質を身に付けた者に学士の学位を授与する。

1. 新しい知識、技術を自ら積極的に学ぶことができる。
2. 物事を基本に戻って考える習慣・能力を持っている。
3. グローバルな視点に立って問題を多角的に捉えることができ、技術者としての倫理観を持っている。
4. 狭い専門領域にとらわれず問題を解決し、新しいものやシステムを創造できる。
5. 自らの考えをわかりやすく説明し、他人との討論等を通じて物事をまとめ上げる能力を持っている。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

全学として統一した基準により成績評価を実施するため、成績評価基準等に関する申合せを定め、評価基準点及び評価基準を定めている。成績評価は、目標の達成度により評価している。平成24年度より、それまでの4段階評価を「秀、優、良、可、不可」の5段階評価に変更している。

各部局では、全学の基準に基づき、成績評価基準を学部規程、学科履修規程、共通教育規程等に定めている。各部局で定められた成績評価基準は、学生便覧や共通教育科目履修の手引等の冊子資料やガイダンス等によって周知が図られている。また、各授業科目の成績評価、単位認定、成績評価方法は、それぞれの科目特性に応じて、定期試験、レポート等の結果、平素の学習状況等の組合せによりなされており、当該科目のシラバスに明記し、大学ウェブサイト上に掲載することで学生に周知を図っている。

平成 25 年度教育地域科学部授業評価アンケートでは、教育地域科学部において 83%の学生が「シラバスに沿って成績評価方法の説明が明確になされた。」と回答している。さらに、平成 25 年度カリキュラムアンケートでは、工学部において 93%の学生が成績の評価方法が「適切」又は「だいたい適切」と回答している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、多面的な評価方法を導入している。医学部では、医師・看護師等の国家試験や共用試験の合格率及び平均点を成績評価の客観性及び厳格性を確保するための指標の一つとして利用している。工学部では、国際通用性を持つ教育課程構築の一環として、J A B E E（日本技術者教育認定機構）の技術者教育プログラム対応の成績評価を実施することによって、成績評価の客観性及び厳格性の確保に努めている。また、第3期中期目標・計画期間において、教務システムに蓄積されている成績分布に関する基礎データを活用し、高等教育推進センターFD・教育企画部門を中心に「適切な成績評価のガイドライン」等を策定することとしている。

教員には成績評価関連資料を一定期間保管するよう求めており、教員は適宜答案の返却、模範解答の提示等を行っている。

異議申立てを受ける制度については、教育地域科学部、工学部及び共通教育科目では、「成績に対する申し立て」に関する申合せ、医学部では、「成績評価に対する異議申し立てに関する取扱い」を定め、具体的な手続きを定めている。申立ての手続きをキャンパスルールとして学生便覧に明記し、学生への周知を図っている。

また、成績評価等の厳格性確保の一環として、「試験時の不正行為に係る単位の取り扱いに関する申合せ」を定め運用している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則第2章第5節「卒業及び学位の授与等」、学位規程及び各部局における学位授与方針に基づき、学部ごとに、学位授与方針に沿った卒業認定基準となる単位数や要件を規程等に定めている。これら卒業認定基準は大学ウェブサイトや学生便覧等による明示、入学時や新年度開始時のガイダンス等を通して学生に周知を図っている。全学を対象にした平成 25 年度カリキュラムアンケートによる意見聴取では、87%の学生が卒業要件を「理解している」又は「だいたい理解している」と回答している。

卒業認定について、各学部とも、学生の授業科目及び卒業研究等の履修・単位修得状況等を示した一覧表を基に、教務関連委員会において審査・確認した上で、卒業認定基準をすべて満たした者を教授会における審議を経て合格と判定し、学長が卒業を認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則第7章「教育課程（教育課程の編成方針）」に定めた方針に基づき、教育学研究科では3専攻、医学系研究科では2課程、工学研究科では2課程、10専攻ごとに、それぞれの教育目的を反映させた教育課程の編成・実施方針を定めている。しかし、現状は教育課程の編成・実施方針というより、教育目標の記載にとどまる内容であり、平成28年度に改定が予定されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針がおおむね定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学位授与方針に規定されている知識・技術等を養成するために、教育課程の編成・実施方針に基づいて、研究科・課程・専攻ごとに、必要な授業科目や研究指導の内容を研究科規程、研究科履修要項に定め、教育課程を体系的に編成している。

各研究科では目的や研究教育の特性に応じて、授与する学位名に応じた内容と水準を確保するために、共通科目と専門科目、必修科目と選択科目を、年次配分を考慮して配置する体系的な教育課程の編成がなされている。修士課程（工学研究科では博士前期課程）では、各専門分野において要求される先端的な課題を踏まえて、高度の専門性を教授する授業内容となっている。博士課程（工学研究科では博士後期課程）では、専門領域と関連する境界領域等の講義によって高度な専門知識を修得させるとともに、自主的な研究活動の指導や討論・発表の機会（学術雑誌での公表や学会発表を含む。）の提供等を通して、独立した研究者としての素養を涵養できるように配慮している。

専門職学位課程である教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）では、教師と教師集団に求められる教職専門性を基盤として教育課程を体系的に編成し、その趣旨に沿った授業科目内容を提供している。さらに、履修指導の基盤となる履修モデルに基づいて、学生に履修指導がなされている。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて教育学、医学、看護学、工学の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、教職修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科では、専門分野における学術の発展動向や研究成果等を積極的に取り入れた授業科目の内容の改善に努めている。例えば、教育学研究科の「スクールリーダー実習Ⅰ」では、現職教員である学生が職務を全うしながらコミュニティ論や組織論を学び、学校の研究組織体制や同僚性の深化を図る「協働実践研究」を展開している。また、医学系研究科、工学研究科では、最新の研究成果、知見、先端技術を学ぶ「感染防御医科学特論」「情報システム特論」「生体材料化学」等が開講されている。

他大学院の授業科目の単位認定、他大学院における研究指導及び入学前の既修得単位等の認定、他大学との単位互換に関する協定に基づく単位認定等により、履修可能な科目の拡大を図っている。

教育学研究科では、教員養成学部以外の学部卒業生を対象に、教育職員免許取得プログラムを開設し、大学院において新規に教育職員免許状を取得する学生が修学しやすい環境を整えている。工学研究科では、

当該大学を含む7大学と日本原子力研究開発機構で構成する原子力教育大学連携ネットワークの下、遠隔連携講義を通じた大学間連携によって、教育内容を充実させている。さらに、福井工業大学との間で、同大学の学生が工学研究科に入学できる協定を締結し実績を上げている。

学生の多様なニーズ、社会からの要請に対し、平成23年度科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」の実施機関として選定され、博士人材キャリア開発支援センターを設置し、ポストドクター（PD）を実践的人材として育成し、企業への就職に結び付けることを目的に、産学協力体制の下、PDと企業の双方にとって実りある育成システムを構築し、実績を上げている。また、「創業型実践大学院工学教育（MOT教育）」を実施し、人材育成を行っている。

医学系研究科修士課程では、すべての災害に対応できる高度な実践的能力を持った看護師育成を目的として、平成26年度に「災害看護専門看護師教育課程」としてコース化している。

他機関との共同教育プログラムとして、「子どものこころの歪み」に科学的視点で対処できる高度専門職業人と新しい研究領域を展開できる研究者を育成することを目的として、平成24年度に連合大学院「大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学 連合小児発達学研究科」に参画している。また、平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「繊維系大学連合による次世代繊維・ファイバー工学分野の人材育成」（代表校：信州大学）により、信州大学、京都工芸繊維大学とともに、博士前期課程に「繊維・ファイバー工学コース」を平成25年度から連携コースとして開設し、優れた繊維・ファイバー工学に係る技術者の養成を進めている。

教育学研究科及び医学系研究科では、グローバル化に対応した留学等、国際教育交流の推進として、平成25年度より海外派遣プログラム「大学院海外短期研修Ⅰ、Ⅱ」及び「大学院海外医療研修Ⅰ、Ⅱ」を自由科目として設けている。工学研究科では、「大学院海外短期インターンシップⅠ～Ⅳ」「大学院海外短期インターンシップA、B、C」の開講や中国学術交流協定校への春季休業期間中の留学を含めた「スプリングプログラム」を開設している。海外大学との協定のほか、海外の機関及び政府の事業（ABEイニシアティブ、MJHEP等）に基づき、留学生を受け入れている。さらに、「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」や青少年交流事業「KAKEHASHI Project」によって、留学生の受入等、国際教育交流を推進している。工学研究科では、英語による授業及び研究指導を行うコースとして、博士前期課程に国際総合工学特別コース（GEPIS）を、博士後期課程に国際技術研究者育成コース（GEP for R&D）を設けている。

平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択された「実践力・改革力を培う長期協働実習の組織化」において構築した教員養成モデルである「学校拠点方式」に基づき、教育の質の高次化とそれに対応できる教員養成の新たな全国モデルとなる学部・大学院・附属学校を融合した、いわゆる三位一体改革を推進している。この取組は、国立大学改革プランの機能強化例として紹介されるなど、高く評価されている。さらに、この「学校拠点方式」による教師教育改革を全国展開するために、平成24年度からは国公立12大学からなる全国規模でのネットワークを構築し、各地域で学校ベースの教師教育を実施しており、この取組は平成25年度文部科学省特別教育プロジェクト経費に「グローバル社会に必要な教師教育の革新をスピーディに実現する連携事業の推進」事業として採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づいて、それぞれの目的・特性に応じて、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用による、授業形態を採用している。また、各研究科では、それぞれの教育目標に応じた、様々な学習指導法等の工夫がなされている。

修士課程では、専門知識に係る授業を中心に、専攻により 18～26 単位を修得させ、さらに研究能力を高めるため、各研究科において課題研究（教育学研究科）、特別研究（医学系研究科）、特別演習及び実験（工学研究科）を課している。また、学習指導法として、授業科目の特性に応じて、適宜、少人数教育、対話・討論型、フィールド型、メディア活用等の工夫を積極的に取り入れている。

博士課程では、より高度な専門知識に係る授業を中心に、医学系研究科では 30 単位、工学研究科では 16 単位修得させている。指導教員は、専攻分野について自主的な研究活動の指導や討論・発表の機会（学術雑誌での公表や学会発表を含む。）の提供等、独立した研究者としての素養を学生が涵養できるように配慮した研究指導に努めている。

教職大学院では、様々な専門分野の研究者教員と多様な実践経験を持つ実務家教員がチームを作り、学校での支援やカンファレンス等のすべての授業が複数の教員で協働して行われている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行われている。

大学院課程はクラス規模が小さく個別指導を行いやすいこともあり、レポート、中間テスト等を課すことなどで学習成果を上げようとする授業が多く、さらに、指導教員等による履修・研究指導や適切な自主学習の指示等によって、授業時間外学習を促している。

また、学士課程同様に、学生が自由に学習・研究できるよう環境整備に努めている。

平成 22 年度と平成 25 年度に実施した学生生活実態調査（全学生を対象）結果によると、大学院学生の授業時間外学習時間は、両年度とも最も多いのが 1 週間当たり 10 時間以上であり、平成 22 年度は 27.2%、平成 25 年度は 43.1%の学生がこの範囲に含まれる。この結果から、大学院学生の授業時間外学習時間数はこの 3 年間で増加していることが分かる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

キャンパスごとに様式を統一したシラバス作成要領に沿ってシラバスを作成し、統一的な検索システムを大学ウェブサイト上に公開している。医学系研究科においては、冊子を配布している。

シラバスの様式には、科目名、開講時期、授業形態、担当教員、授業の目標、授業内容、授業方法、到達目標、評価の方法、教科書・参考書等が記載され、授業の履修に必要な情報を事前に学生が把握できるものとなっている。なお、学士課程のシラバスに比して、必要な事項が必ずしも十分記載されていないものが多く、シラバスの事前チェック体制の整備、全学的に統一化されたシラバスや英語版シラバスの作成等を進めることとしている。

平成 26 年度に実施した大学院教育に関する調査（医学系研究科）の結果では、シラバスの活用について、「非常に活用している」が 40%、「かなり活用している」が 60%である。また、内容のわかりやすさについては、「非常にわかりやすい」が 13%、「かなりわかりやすい」が 60%である。シラバスは指導教員による指導の下、学生が履修計画を策定する際等に利用されている。

これらのことから、おおむね適切なシラバスが作成され、履修計画の策定等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

各研究科では、大学院設置基準第 14 条の特例を適用して受け入れた学生等が勤務等と授業履修・研究が両立できるよう、6・7限目の夜間開講（特定の時期に集中した開講も含む。）や e-learning コンテンツの利用等、学生のニーズに合わせた個別の研究指導等を実施している。

教職大学院は学校拠点方式をとっており、大学教員が学校現場へ出向き授業を行うなど、現職教員である学生が勤務する学校の状況に合わせ、学生の勤務校における授業、夜間授業、夏季・冬季休業中の集中講義型授業、公開実践研究交流等、学生に配慮した年間スケジュールや時間割の設定を行っている。

また、修業年度を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度を設けており、社会人学生に活用されている。平成 26 年度には、大学院設置基準第 14 条の特例適用者 179 人、長期履修生 24 人、合計 203 人が在籍している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院課程では、大学院学則や各研究科規程、研究科履修要項等に基づき、それぞれの専門特性に応じて、研究・学位論文指導を実施している。

各研究科では、複数の指導教員等により、入学時から一貫した研究指導体制による指導が行われている。医学系研究科では、研究発表会等を行い、多数の教員から助言・指導を得ることができる。また、他の研究科（専攻）や大学院等において必要な研究指導を受けることができる。

学位論文の作成に関しては、研究指導計画に沿って、主指導教員の研究分野や学生の希望等を考慮しながら、学位論文の対象となる研究テーマを決定し、主指導教員の研究指導の下で研究を実施し、その後、中間発表会や予備審査等を経て、研究がまとまった段階で論文作成指導を行い、学位論文を完成させている。また、研究指導の一環として、学生の国内外での学会における研究・成果発表を促している。なお、研究倫理に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年度：文部科学大臣）に基づいた指導、「CITI Japan プロジェクト e-learning プログラム」履修の義務付け等を実施

している。

ティーチング・アシスタント実施要項及びリサーチ・アシスタント実施要項を定め、学生の能力養成の一環として、TAやRA任用制度を積極的に活用し、教育能力や、研究遂行能力の養成を図っている。採用者からは、これらの取組について好評を得ている。また、平成26年度に実施した教育・研究に対する意識・満足度調査では、研究指導に関する満足度に関して、「十分満足」「満足」「やや満足」を合わせると90%以上である。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

各研究科では、課程、専攻の目的等に基づき、修了生に身に付けさせるべき知識・能力等を明記した学位授与方針を定めている。

工学研究科（博士前期課程）の例を以下に示す。

「工学研究科では以下のような博士前期課程修了生を社会に送り出します。

1. 高度な専門的知識・能力、および専門に関連した幅広い基礎知識を有している。
2. 創造力、自己学習力、問題発見・解決能力、およびコミュニケーション能力を有している。
3. 高度専門技術者として守るべき倫理や負うべき社会的責任を自覚し、幅広い視野をもって社会の発展に貢献できる。」

その方針に沿って、各専攻の学位授与方針を定めている。情報・メディア工学専攻の例を以下に示す。

「情報・メディア工学専攻では以下のような博士前期課程修了生を社会に送り出します。

1. 情報、通信、メディア工学に関する高度な専門知識と関連する幅広い基礎知識、およびその応用能力を有している。
2. 情報に関する実世界の多様な問題に対する理解力・応用力・解決能力を有している。
3. 自律的学習力、自己表現力、相互理解力、討論力と国際性を有している。
4. 高度情報技術者としての社会・組織に対する倫理観および責任を自覚し、新しい技術の開発により社会の発展に貢献する意欲と実現力を有している。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則に則り策定された成績評価基準等に関する申合せに基づき、各研究科では、成績評価基準をそれぞれ規程等に定め、明示している。成績評価は、目標の達成度により評価している。また、4段階評価を「秀、優、良、可、不可」の5段階評価に順次変更することとしている。

各研究科で定められた基準等は、大学院学生便覧に掲載するとともに、入学時のガイダンス等において学生への周知を図っている。また、各授業科目の成績評価方法等は、当該科目のシラバスに明記し、大学ウェブサイト上にも掲載している。

各科目の成績評価、単位認定は、授業担当教員が成績評価基準やシラバス記載の評価方法等に則して、試験、平素の学習状況や出席、レポート等によって成績を評価し、単位を付与している。

平成26年度に実施した教育・研究に対する意識・満足度調査では、成績評価基準や評価方法に関して、50%前後の学生が「よく知っている」又は「知っている」と回答している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置として、各研究科では複数教員による指導体制をとり、成績評価等の客観性を担保するとともに、研究科ごとに履修要項等に成績に対する申立てに関する手続を規定し、具体的な対応を定めている。大学院学生便覧のキャンパスルールにおいて、申立ての手続を記載し、学生への周知に努めている。

平成 26 年度に実施した教育・研究に対する意識・満足度調査では、成績評価の適切性に関して、各研究科の 60%前後の学生が「適切」又は「ほぼ適切」と回答している。なお、第 3 期中期目標・計画期間において、教務システムに蓄積されている成績分布に関する基礎データを活用し、学士課程と同様に、高等教育推進センターFD教育企画部門を中心として、成績分布の妥当性について検討することとしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則に、修了要件及び学位の授与を定めている。専門職学位課程を除く大学院課程では、修士の学位、博士の学位ごとに学位規程に定められた審査方法・手順に沿って学位論文に係る審査及び最終試験を行っている。研究科ごとに、評価基準としてどのような内容・体裁の論文を可とするか及び具体的な審査方法・手順等を定めている。教育学研究科では、修士課程修了認定に関する取扱要領、医学系研究科では、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則、工学研究科では、修士（工学）学位授与に関する取扱要項及び課程博士の学位授与に関する取扱い等が定められている。

審査に当たっては、学長（博士の学位）ないし研究科長（修士の学位）からの審査付託により、各研究科委員会が審査委員会を設置している。審査の一環として学位論文の内容に関する公聴会・公開発表会を開催し、客観性、厳格性、透明性の担保に努めている。審査結果は論文審査及び最終試験結果報告書にまとめられ、研究科委員会において学位論文の可否が審議される。研究科長は議決の結果及び学位の授与に関する意見を学長に報告し、学長は学位を授与すべき者に所定の学位記を授与する。博士課程において、医学系研究科では「大学院生研究発表会」での発表、工学研究科では予備審査委員会の審査によって、論文の学術的質を担保することとしている。なお、学位論文における不適切な引用や剽窃を防止するため、論文剽窃防止対策実施要項を定め、博士論文の申請・提出に際し、論文剽窃検出ソフトによるチェックを受けることを義務付けている。

修了認定基準について、大学院学則や学位授与方針に基づき、各研究科では、具体的な修了認定基準となる単位数や要件を規程・履修要項等に定めている。修了認定基準に定める単位修得状況並びに学位論文の判定資料を研究科委員会に提出し、審議のうえ修了認定を適切に行っている。なお、博士課程では、優れた研究業績を挙げた者の在学期間の短縮による課程の修了（早期修了）を認定しており、これまで 6 人（平成 22～26 年度）に適用されている。

専門職学位課程においては、大学院学則、学位規程等に基づき、修了認定基準の具体的な事項を規程・要

項等に明確に定めている。修了認定に当たっては、「長期実践報告」による教職大学院における学修の総合的評価も行っている。研究科委員会はこれら基準に基づいて審議を行い、修了を認定している。

学位論文に係る審査方法・手順、修了認定基準等は、大学院学生便覧等に掲載し、さらに入学時のガイダンスにおける説明とともに指導教員の論文作成指導等によって、学生への周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「災害看護専門看護師教育課程」を医学系研究科修士課程にコース化し、すべての災害に対応できる高度な実践的能力を持った看護師を育成している。
- 教育地域科学部では、平成21年度科学技術振興機構「理数系教員(コア・サイエンス・ティーチャー(CST))養成拠点構築事業」に採択された「地域・学校拠点を活用する自己啓発型CST養成・支援システムの構築」を福井県教育委員会との協力の下で実施し、平成25年度からは文部科学省大学COC事業の一環としてさらに継続・推進している。
- 教育地域科学部では、平成22年度文部科学省就業力GPに採択された「世代間交流と地域参画活動が生み出す就業力」において、就業力を高めることを目的としたアクティブ・ラーニング型教育プログラムを実施し、それに続き、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育力改革の強化事業」(幹事校:三重大学)において、中部圏23大学・短期大学と協力し、当該大学産学官連携本部教員との連携の下で教育プログラムを拡大し、企業・地域体験型学習プログラムを展開している。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「地域を志向して人を育み、地域を活かす福井の知の拠点づくり」に基づき、地域の課題解決の視点を踏まえ、分野全体に関わる課題認識と問題への関心を高めるため、共通・教養教育におけるコア・カリキュラム化(地域コア・カリキュラムの構築)等によって、地域志向の実践力と創造力を有する学生の育成を進めている。
- 平成23年度科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」の実施機関として選定されたことを受けて、博士人材キャリア開発支援センターを設置し、PDを実践的人材として育成し、企業への就職に結び付けている。
- 平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「繊維系大学連合による次世代繊維・ファイバー工学分野の人材育成」(代表校:信州大学)により、信州大学、京都工芸繊維大学とともに、工学研究科博士前期課程に「繊維・ファイバー工学コース」を平成25年度から連携コースとして開設し、優れた繊維・ファイバー工学に係る技術者の養成を進めている。
- 平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択された「実践力・改革力を培う長期協働実習の組織化」において推進した教員養成モデルである「学校拠点方式」に基づき、教育の質の高次化とそれに対応できる教員養成の新たな全国モデルとなる学部・大学院・附属学校を融合した、いわゆる三位一体改革を推進している。この取組は、平成25年度文部科学省特別教育プロジェクト経費「グローバル社会に必要な教師教育の革新をスピーディに実現する連携事業の推進」事業として採択されるなど、高く評価されている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 27 年度文部科学省COC+に「地域創生の担い手を育み活気あるふくいを創造する5大学連携事業」が採択され、地域重視の教育研究の強み・特徴を活かすべく取り組んでいる。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22年度（医学科学生については平成20年度）入学生の平成22～25年度（医学科学生については平成20～25年度）における学士課程の共通・教養教育科目及び専門教育科目の単位修得率はそれぞれ平均85.2%、90.3%である。

平成24年度教育学研究科、医学系研究科修士課程及び工学研究科博士前期課程入学生、平成22年度医学系研究科博士課程入学生、平成23年度工学研究科博士後期課程入学生における大学院課程の単位修得率は平均92.0%である。

また、学士課程、大学院課程において提出されたほとんどの卒業研究・論文や学位論文は合格と判定されている。

学士課程の卒業状況として、平成22～26年度における標準修業年限内卒業率は、教育地域科学部では79.7～86.4%、医学部医学科では85.3～93.3%、医学部看護学科では86.7～96.7%、工学部では73.3～77.9%であり、また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は、教育地域科学部では85.5～94.4%、医学部医学科では92.6～98.9%、医学部看護学科では90.0～96.7%、工学部では74.0～90.0%である。

大学院課程においては、標準修業年限内修了率は、教育学研究科では69.7～79.5%、医学系研究科修士課程では50.0～90.0%、工学研究科博士前期課程では84.4～90.5%、医学系研究科博士課程では18.8～44.4%、工学研究科博士後期課程では35.0～60.0%、教職大学院では87.5～100%であり、また、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、教育学研究科では69.7～100%、医学系研究科修士課程では50.0～90.0%、工学研究科博士前期課程では84.4～92.4%、医学系研究科博士課程では48.1～66.7%、工学研究科博士後期課程では39.3～76.2%、教職大学院では90.6～100%である。大学院課程では、社会人や長期履修制度適用者が一定数在籍することから、博士及び博士後期課程では修了率が高くない。

平成22～26年度における学士課程の留年率、退学率及び休学率は、学部間で差異は見られるものの、学士課程全体ではそれぞれおおむね6.4%、1.5%、3.0%前後で推移している。同期間の大学院課程の留年率、退学率及び休学率は、研究科間で差異は見られるものの、大学院課程全体ではそれぞれおおむね7.8%、4.2%、8.4%前後で推移している。比較的高い休学率、留年率を示す博士課程は、本来業務の多忙な社会人学生を多く受け入れていることが影響している。

医学部では、医学科及び看護学科において求める学力に応じて進級要件を定めており、平成22～26年度の進級率はおおむね97.0%となっている。

平成22～26年度の資格取得状況については、教育職員免許状（一種）取得者は延べ1,565人であり、工

学部においても専門に応じた教育職員免許状が取得されている。また、医学部においては、医師国家試験合格率は、平成23年度(89.5%)を除き、全国平均を上回る91.4%以上である。保健師、助産師、看護師の国家試験合格率も、過去5年間(平成22~26年度)で全国平均合格率を上回り、保健師は93.8~100%、助産師は100%、看護師は98.2~100%である。加えて、学部等の教育内容を活かした資格(学芸員、社会教育主事、社会調査士)が取得されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習の達成度等を自己評価させるため、全学生を対象として「福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査」を定期的実施している。平成26年度調査では、「一般常識」「基礎学力」「専門的知識や技術」「実践的能力」を問う設問において、部局間に差異は見られるものの、90%前後の学部学生・大学院学生がこれら4項目に「十分身に付いた」「身に付いた」又は「ある程度身に付いた」と回答しており、学習成果が上がっていることがうかがえる。また、同調査で当該大学の長期目標である「グローバル社会で活躍できる高度専門職業人の育成」に関する5項目((1)語学力、(2)異文化でのコミュニケーション能力、(3)社会的責任感等、(4)海外を指向した能力等、(5)課題探究・問題解決能力)の設問において、「十分身に付いた」「身に付いた」又は「ある程度身に付いた」と回答している学生の比率は、(1)、(2)、(4)については60%前後にとどまっているものの、(3)、(5)については90%程度である。また、課題探究・問題解決能力の基礎となる「多面的に考える力」、「問題を把握する力」及び「根拠に基づいて考える力」についても、80%以上の学生が「十分身に付いた」「身に付いた」又は「ある程度身に付いた」と回答している。加えて、「他者に対する誠実さ」「コミュニケーション力」「プレゼンテーション力」「ディスカッション・ディベート力」「文章作成・表現力」「社会・技術の変化への対応力」等、資質等の修得状況についてもおおむね身に付いたとする肯定的な回答を得ている。

平成25年度に共通・教養教育及び専門教育の「授業の満足度」と「理解状況」について全学生を対象とした学生生活実態調査を実施している。「授業の満足度」に関しては、「どの授業も満足している」又は「満足できないものが多少ある」と回答した学部学生はおおむね90%以上、大学院学生は97%以上であり、満足度が高いといえる。「理解状況」に関しては、「どの授業も全般的に理解できる」又は「理解できないものが多少ある」と回答したものは、学部学生では部局間に差異は見られるものの、おおむね90%以上、大学院学生ではおおむね95%以上であり、授業を理解しているといえる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22~26年度における学部学生の大学院への進学率の平均値は、卒業後すぐに研修医・看護師等として勤務することとなる医学部を除き、教育地域科学部、工学部でそれぞれ16.4%、49.6%であり、さらに学部学生の就職希望者の就職率は、教育地域科学部94.8%、医学部97.5%、工学部96.5%である。

同期間の修士課程及び博士課程の進学率・就職率については、工学研究科において博士前期課程から博士後期課程への進学率は4.8%である。さらに大学院修士課程、博士前期課程、専門職学位課程の就職希望者の就職率は、教育学研究科95.7%、医学系研究科100%、工学研究科97.9%である。大学院博士後期課程の就職希望者の就職率は、医学系研究科98.3%、工学研究科95.8%である。卒業(修了)生の進路決定率は、いずれの学部、研究科でも平成22~26年度の平均はおおむね96~100%であり、学部及び大学院全体としてそれぞれ97.4%、98.0%である。

平成 21～25 年度における各学部・研究科の卒業・修了後の就職状況については、教育地域科学部・教育学研究科では、学校教育（教員）、地方公務員、医学部・医学系研究科では、医療業、保健衛生、工学部・工学研究科では、製造業、情報通信業、建設業等の分野に主として就職しており、それぞれの部局の人材育成目標に沿った高度専門職業人として就職している。

また、平成 21～25 年度の県内就職率は、教育地域科学部が 83.8%、医学部が 49.3%、工学部が 30.6%、教育学研究科が 81.5%、医学系研究科修士課程が 100%、工学研究科博士前期課程が 18.1%、医学系研究科博士課程が 78.5%、工学研究科博士後期課程が 39.9%である。学部卒業生の県内就職率は約 50%であり、人材供給という地域社会への期待に応えている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

企業等が求める人材養成の視点を踏まえ学習成果を検証するため、就職先等の関係者を対象とした「福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査」を隔年度実施している。

平成 25 年度に実施したアンケートで、20 項目の資質・能力について 4 段階で評価を求めたところ、当該大学卒業（修了）生は、「十分」又は「おおむね十分」備えているとの評価は、「リーダーシップ」「語学力」については 60%程度にとどまっているものの、「専門分野の基礎知識・技術」「一般知識・教養」「問題解決力」「理論的思考力」等の学力や、「誠実さ」「責任感」「熱意・意欲」「協調性」「マナー」等については 80%以上の就職先等の関係者から評価されている。また、同調査において、「採用に満足しているか」を問う総合的な判断を求める設問に対して、96%の就職先関係者は、総合的に判断して当該大学卒業生の採用に、「十分満足している」又は「おおむね十分満足している」と回答している。

各部局では、既卒業（修了）生への意見聴取を行っている。教育地域科学部では、平成 22～25 年度の学部卒業生に対しアンケートを実施し、課程の人材養成に対応した、専門的・実践的な力量を持つ人材養成、地域・国際社会の発展に貢献する人材養成、社会人基礎力の形成等に大学の授業が役立ったかを問う設問に対して、ほぼ 70%以上の既卒業（修了）生が「役立った」又は「ある程度役立った」と回答している。

医学部では、平成 20～22 年度の学部卒業生に対しアンケートを実施し、医師として備えるべき能力・技能を修得する上での教育課程の構成に対して、77%が「良い」又は「ほぼ良い」と回答している。また看護師・保健師・助産師の育成に対して役立ったかを問う設問では、75%が「そう思う」又は「強くそう思う」と回答している。

工学部では、平成 20～22 年度の学部卒業生に対しアンケートを実施し、学部での教育内容が勤務先での業務にどの程度役立っているか等を設問しており、「不足している」との回答は 20%程度にとどまっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職支援室では、専門職員を配置して戦略的かつ積極的な就職支援を推進し、学部卒業生の県内就職率は約 50%であり、地域社会からの人材供給という期待に応えている。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

文京キャンパス、松岡キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は文京キャンパスが153,714 m²、松岡キャンパスが236,409 m²である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計213,491 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。平成24年度には、新たに、原子力発電所が立地する福井県嶺南地区に敦賀キャンパス（附属国際原子力工学研究所）を設置している。

文京・松岡両キャンパスには、教育研究施設として、講義室、実験・実習室、情報処理演習室、教員研究室、事務室等を整備し、教育研究活動等に使用している。主な講義室の平成26年度の授業利用率は、文京キャンパスで63%、松岡キャンパスで52%となっており、授業時間外は学生の自主学習に供している。また、体育館、運動場等は、課外活動等に利用されている。

講義室等にはすべて空調を配備し、液晶プロジェクター等のAV機器の整備等、教育研究環境の充実を図っている。平成26年度に実施された教育・研究に対する意識・満足度調査では、設備、広さ等の教育・研究環境等に対する学生の満足度について、「十分満足」「満足」又は「やや満足」が80%を超えている。

教職員や学生からの要望等を取り入れた、大学が目指す新たな大学像のあるべき姿・キャンパス像を示すキャンパスマスタープラン2012を策定している。このプランに基づき、建物施設の老朽化、耐震化対応については、長期保全計画等に沿って、計画的な改修整備を進めている。耐震化対応について、Is値0.4未満の施設はすべて平成27年度までに耐震化を実施し、Is値0.7未満の施設についても、早期完了に向けた耐震化の計画を順次進めている。教育研究の基盤施設等の質的向上、老朽化対応等として、平成24年度に松岡キャンパス総合研究棟（講義棟）の改修を行い、修学拠点「アクティブラーニング・ゾーン」を構築している。さらに、学長裁量経費に特別推進事業経費（全学的施設の改修等に必要経費）を設け、毎年度学生の要望への対応を含め、施設・設備の整備等を進めている。

障害のある学生等が各施設を円滑に利用できるよう、実情調査や要望等に基づき施設整備・営繕工事計画を策定し、エレベーター、多目的トイレ、自動ドア、スロープの設置等バリアフリー環境の充実を図っている。

安全・防犯面への配慮として、自動ロック、防犯カメラ、外灯、AEDを設置しているほか、火災・盗難の予防、不審者・不法侵入者の発見と排除、その他の事故の未然防止等を目的に、警備員を配置し、定期的な巡回を行っている。

定期的に実施する学生生活実態調査等を利用して学生からのニーズを把握し、対応可能なものについて

順次改善を進めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報システムは、情報システム運用基本規程及び情報システム実施基本規程に基づき、学長及び理事（研究・国際担当）をそれぞれ全学最高責任者及び全学総括責任者とした、全学的な体制で管理運用されている。

総合情報基盤センターを設置し、教育研究活動に係る情報処理システム、情報ネットワークの全学的管理及び情報セキュリティポリシーの運用を図っている。当該センターでは利用内規等を定め、ウェブサイト掲載等により利用方法等の周知を図り、学生の利用に加え、教職員の教育・研究・業務への活用を促進している。

情報ネットワークシステムは、キャンパス間1G×4回線又は1G回線、各キャンパス内1G回線から構築されており、学外へは、SINET3（文部科学省系）1G等で接続され、教育研究活動が展開できるよう、インターネットに接続できる環境が整備されている。

情報処理学習のための施設を、文京キャンパスに7室、松岡キャンパスに2室を設置し、それぞれにパソコンを配備し、総合情報基盤センター等で保守管理している。学生が利用可能なパソコンは、文京キャンパスに344台、松岡キャンパスに197台設置されている。新入生は、入学と同時に修業年限まで有効なアカウントとメールアドレスが与えられ、授業や自習、卒業研究、就職活動に使用可能となっている。また、教務課や就職支援室、国際交流センターとも協力し、当該部署が有する学生用の各種システムやパソコンを使用可能としており、各演習室で授業がない時間帯は自習用にパソコンを各自のIDとパスワードで自由に使えるよう開放している。さらに、一部24時間利用可能としており、学生の利便性に配慮している。さらに、松岡キャンパスでは全エリアで、文京キャンパスではほとんどの校舎で無線LAN環境を整備している。

教養教育、専門教育等に関して、e-learning、遠隔授業、e-ポートフォリオ等、ICTの活用を図っている。さらに、言語開発センター（Language Development Center：LDC）にはe-learningシステムによる語学演習ブース等を設置し、自主的語学学習環境を整備している。

両キャンパスでは、適所に配備した電子掲示板によって、授業関係、奨学金を含め学生支援関連情報等の学生への周知を図っている。

平成26年度の教育・研究に対する意識・満足度調査では、ICT環境に対する学生の満足度について、「十分満足」「満足」又は「やや満足」が約80%であり、情報機器を活用する力については、80%前後の学生が「十分身に付いた」「身に付いた」又は「ある程度身に付いた」と回答している。

情報セキュリティ管理については、理事（研究・国際担当）を全学総括責任者とする情報セキュリティ委員会を中心とした情報セキュリティポリシー運用体制を整備し、さらに、個人情報保護に関しては、保有する個人情報の保護に関する規則に基づき、理事（経営・大学改革担当）を総括保護管理者とする体制の下、個人情報保護の徹底を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

文京キャンパスに総合図書館（総面積 5,346 m²、閲覧座席数 400 席）、松岡キャンパスに医学図書館（総面積 3,307 m²、閲覧座席数 427 席）を設置している。附属図書館規程に基づき、附属図書館長を委員長とする附属図書館運営委員会が図書館の管理運営に当たっている。

平成 27 年 3 月 31 日現在、両図書館において合計 65 万冊を超える資料を所蔵している。学習支援機能の基盤となる教育・学習図書の充実とともに、各部局の専門性に特化し、教育研究上必要な資料の系統的な収集に努めている。また、ラーニングコモンズとしての機能向上のため、総合図書館では資料の増加や書庫の増設、医学図書館では学習スペース拡大のため増改築を実施している。図書館運営委員会の下、学生からの要望や教員からの推薦・依頼等に基づき、図書及び視聴覚資料等を含め、幅広く資料を収集している。さらに、研究室等が所蔵する図書についても図書館による集中管理が行われている。

電子ジャーナル及びデータベースについては、経費も含め大学全体の学術情報基盤として計画的に整備を進めており、教員、学生等が学習・教育・研究する上で必要な情報を提供している。

図書館のウェブサイトには「福井大学 Discovery Service」の検索窓を設け、利用可能なリソースを一つの検索窓で検索でき、ウェブサイト上から図書購入依頼や文献複写依頼ができるなど、利用者の便宜に配慮している。また、図書館業務・オンライン目録（蔵書検索）・ポータルシステム（オンラインによる文献複写及び図書購入依頼等）を一元的に管理・提供する図書館システムの導入等により、図書館業務の効率化と利用者サービスの向上を図っている。また、利用ガイドのウェブサイトや学生便覧による周知、新入生へのガイダンス、講演会等によって、図書館利用を促進している。

図書館の利用時間について、総合図書館は平日 6 時から 22 時、土日祝日 9 時から 16 時であり、医学図書館は、外注職員、無人開館等で 24 時間開館している。平成 26 年度の利用者数は両図書館合計で 349,520 人、貸出冊数は 60,163 冊であり、平成 22～26 年度は一定数を維持している。

図書館の運用等に当たり、学生ニーズを調査し、増築による学習スペースの拡大や開館時間の延長、ラウンジの設置等対応を図っている。平成 26 年度の教育・研究に対する意識・満足度調査によれば、図書館及び図書館のサービスについて、90%以上の学生が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。また、平成 22 年度及び平成 25 年度の図書館利用者アンケートによれば、図書館が所蔵する資料についても、70～90%が「十分に揃っている」又は「だいたい揃っている」と回答している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

第 2 期中期目標・計画の「学生への支援に関する目標を達成するための措置」に沿って、自主学習環境の整備を進めている。両キャンパスでは、自習室、情報処理演習室、共用スペース等を設置し、さらに授業がない時間帯の講義室等を開放するなど、学生の自主学習活動の場を提供している。

自主学習に必須なパソコンを情報処理演習室や総合情報基盤センターに整備しており、学生は利用登録によってこれを利用できる。また、大学院学生等の研究室に配属される学生には、各研究室等に常備されているパソコン等自主学習に必要な備品等が提供されている。

自主学習のためのラーニングコモンズとして、附属図書館は自主学習環境を提供している。医学図書館では終日開館、総合図書館では休日も開館とし、自主学習への活用等、学生の利便性を図っている。平成 26 年度の利用者は、総合図書館は 177,993 人、医学図書館は 171,527 人であり、平成 25 年度調査では、

医学図書館利用者の利用目的の第1位が自主学習である。

総合及び医学図書館には言語開発センターを開設し、e-learning システムを利用できる個別ブース、多目的演習室等、自主的な語学学習に適する充実した教材や設備を提供している。さらに、少人数教育や自主学習等に活用されるよう、グループ学習室（総合図書館3室）及び情報工房グループラボ（医学図書館14室）を配置している。

学生の自主学習環境に対する要望を随時聴取し、修学拠点「アクティブラーニング・ゾーン」等、教育環境改善を図っている。平成26年度に実施した教育・研究に対する意識・満足度調査では、自由に使える学習スペースについて、約70%の学生が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学的に入学時に、教職員が新入生に対するオリエンテーションを実施し、学生便覧等を配布するとともに、授業科目の選択等を含む履修方法や学生生活等を説明している。教育地域科学部では、3年次生に対して卒業要件、取得可能な免許、教育実習等についてのガイダンスを実施している。医学部では、各年次において履修指導、実習オリエンテーション、編入学生に対するガイダンス等を実施している。工学部では、編入学生、3年次生に対して履修指導、インターンシップ等、必要となるオリエンテーションを実施している。工学部が平成25年度に実施した新入生オリエンテーションの内容に関する調査では、31.0%の学生が「満足」又は「やや満足」、48.5%が「普通」との回答である。

さらに、学部・学科ごとに新入生合宿研修の実施等によって、ガイダンスを含め、新入生の大学生活への早期適応を図っている。参加学生からは、「不安や心配ごとが解消された」「将来や学生生活についてはっきり考えることができた」「貴重な研修であった」等の評価がなされている。

当該大学が定める学生指導助言要項に基づき、全学生に対して助言教員等を配置し、履修等に関する指導助言を行っている。学業に関する相談内容が多く、ガイダンス機能も果たしている。

大学院課程では、入学時に新入生（秋季入学生も含む。）に対して担当教職員による履修等に関する組織的なガイダンスを実施し、さらに指導教員による個別指導を適宜実施している。

平成25年度の学生生活実態調査では、授業科目、専攻の選択を含め、卒業・修了までの単位の取り方を、「理解している」「理解していない部分がある」「理解していない」と回答した学生は、それぞれ学部学生67.7%、31.1%、1.2%、大学院学生86.2%、13.5%、0.2%である。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

高等教育推進センターに設置している学生支援部門において、学習支援を含めた学生支援に係る状況・学生ニーズを把握する学生生活実態調査を実施し、学生支援の質向上に取り組んでいる。

専任職員を配置した学生総合相談室を両キャンパスに開設し、学生からの相談内容に包括的に対応できる学生支援体制を整備している。

全教員にオフィスアワーの設定を義務付け、シラバス等に掲載している。さらに、学生に対し助言教員等を配置し、学習支援を含め学生生活全般にわたる指導助言を行っている。また、大学院学生の学習相談は指導教員が日常的に対応しており、関連教職員との連携の下、指導・支援に努めている。

文京キャンパスでは、(学部) 教務学生委員会を中心に、必修科目の出席率調査を行い、必要な学生に助言教員、事務職員等が対応している。松岡キャンパスでは、医学科アドバイザーシステムにおいて、アドバイザー教員が学習について問題を抱える学生の把握に努め、リメディアル教育システムの補完教育による学習指導につなげている。

学習支援に関する学生ニーズの把握については、全学的な学生生活実態調査(3年ごと)や満足度調査(適宜実施)、部局での学生支援システムアンケート等の様々な調査が実施されている。さらに、指導教員、助言教員等、事務職員等による日々の対応を通して学生ニーズの把握に努めている。

平成26年度の教育・研究に対する意識・満足度調査では、学習支援について、90%前後の学生が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。

留学生については、国際交流センターを中心に、各部局が連携して適切に対応する学習支援体制を整備している。当該センターの日本語教育部では、留学生のために、「短期留学プログラムの日本語研修、日本語や日本事情の授業科目」、4クラスからなる「全学向け日本語コース」及び「日本語能力試験対策講座(N1、N2クラス)」を開設・実施している。また、留学生への学習支援として、ウェブサイトを利用した日本語学習ソフトCALLを開発し、ウェブサイト上に自習用教材として掲載している。さらに、グローバル人材育成部では学習相談・指導を実施しており、留学生に活用されている。平成25年度に実施した留学生を対象とした調査では、日本語学習の満足度及び相談・支援体制について、「とても満足」又は「満足」との回答がいずれも約85%である。

社会人学生については、長期履修制度の導入、大学院設置基準第14条(教育方法の特例)の適用等、修学者のライフスタイルに配慮した履修形態を可能としており、さらに指導教員等による個別の学習支援がなされている。

障害のある学生については、障害学生就学支援連絡会議を中心に、本人の希望を反映する配慮、ボランティア学生の配置等、具体的な学習支援ができる体制を整備している。なお、これを適用する障害のある学生は平成27年5月1日現在在籍していない。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

部活動等の課外活動を教育活動の一環として位置付け、学生便覧に明記するとともに、課外活動が円滑に行われるよう、施設等及び課外活動費等の支援を行っている。

課外活動を行う施設として、課外活動共用棟、共同施設、大学会館、体育館、運動場、多目的ホール、野球場、屋外プール、武道場、テニスコート、弓道場、加えてトレーニングルーム等を備えた学生センター・アクティビティ・プラザ等が整備されている。課外活動を含め修学環境全般に関わる意見聴取を行い、施設の老朽化や緊急度も考慮しつつ、学生ニーズに対応するよう整備を進めている。平成26年度の教育・研究に対する意識・満足度調査では、これら課外活動施設に対して、80%前後の学生がおおむね満足している。

平成26年度において、両キャンパス合わせて体育系72団体、文化系52団体のサークルが活動している。すべての団体に顧問教員を配置して、関係職員との連携の下、適宜指導・助言を行っている。課外活動団体に対して、活動実績や要望に配慮し、物品購入や活動経費の一部を後援会等から支援するなど、課外活

動の活性化を図るため支援を行っている。さらに、学生が主体となって企画運営する「キャンパスイルミネーション」を毎年度文京・松岡キャンパスにて開催しており、その活動経費の一部を学長裁量経費から支援している。また、課外活動奨励の一環として、顕著な成績を上げ、課外活動の振興に貢献した者に学長表彰を行う学生表彰の制度を設けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生ニーズの把握については、学生生活実態調査や満足度調査等の全学的な意見聴取とともに、各部局における関係教職員による日常的な聴取によって行っている。

メンタルヘルスを含む生活支援については、学生総合相談室が窓口となり、保健管理センター、学内外の専門関係教職員・関係機関とも連携できる生活支援体制を整備している。学生に対しては、学生便覧及びウェブサイトへの掲載、掲示、入学時のガイダンス等によって、これら相談体制の周知を図っている。さらに、冊子として学生総合相談室が作成した『学生・保護者と対応する際のヒント集』や、医学部が作成した『アドバイザー・ガイドブック』を教職員に配布し、相談能力の向上を図るとともに、新入生には、『学生総合相談室のごあんない』を配布し、周知に努めている。

増大するメンタルヘルス業務を含め健康相談に対応できるよう、学生総合窓口と保健管理センターの連携・機能強化を図っている。保健管理センター及び学生総合相談室には、専任のカウンセラーを5人配置し、毎日相談に応じている。平成25年度には年間1,731件の相談に対応するなど、実績を上げている。また、保健管理センターでは、健康診断及び学校医等による学生健康相談を定期的実施している。

文京キャンパスでは、「こころの健康のためのスクリーニング調査」や「こころのアンケート」を実施し、必要な場合は、面談、カウンセリングを行っている。松岡キャンパスでも、「大学生精神健康調査」や「困りごとに関するセルフチェックリスト」を実施し、必要に応じ面談を行っている。平成26年度の教育・研究に対する意識・満足度調査では、これら心身の健康対策について、学生の92.2%が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。

就職支援に関しては、専任キャリアカウンセラー2人等を配置した就職支援室を設置し、各学部・大学院の就職委員・就職担当教授と密接に連携・情報共有を行う体制を整備している。就職支援室は、学生からの就職相談への対応のみならず、就職ガイダンスや学内合同企業説明会の実施、求人情報のデータベース化等により就職支援を推進している。さらに、就職セミナー（毎週金曜日午後開催）、個別企業説明会、メール登録制度の活用、就職未内定者への個別呼出し等を実施している。

就職支援の取組は、平成26年度「まち・ひと・しごと創生に関する有識者懇談会」（平成26年8月26日総理大臣官邸で開催）で紹介されるなど、高い評価を得ている。平成26年度の教育・研究に対する意識・満足度調査では、就職支援について、学生の89.3%が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。

様々なハラスメントに対応するため、ハラスメント等の防止・対策に関する指針を制定し、ハラスメント防止・対策専門委員会を設置している。学内の相談窓口として、各部局にハラスメント相談員を置いて対応している。また、関連冊子の配布、講義等での啓発やウェブサイト等によって、ハラスメントの防止・対策の徹底を図っている。平成26年度の教育・研究に対する意識・満足度調査では、学生相談・ハラスメ

ント対策について、学生の91.4%が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。

留学生の生活支援等について、主に国際交流センターを中心として、様々な取組を行っている。当該センターは生活相談等の窓口機能を担っており、ウェブサイト（英語及び中国語対応）等で各種情報の周知を図っている。当該センター内のグローバル人材育成部では、留学生が生活面、学習面、あるいは異文化適応面で困難に出会った時、その解決のための指導助言を行っている。留学生には指導教員やチューター（延べ60人）を配置し、個別的に、生活支援を行っている。また、教職員等からの支援金で「外国人留学生支援会」を発足させ、留学生の修学・生活上の不測の事態に対応できる体制を整備している。さらに、安価な寄宿料の学生寮として国際交流学生宿舎（35室）、留学生会館（29室）及び国際交流会館（16室）が設置されており、多くの留学生が利用している。平成25年度に実施した留学生を対象とした調査では、相談・支援体制について、「とても満足」又は「満足」との回答が約85%である。

障害のある学生への支援として、学長等で構成する障害学生就学支援連絡会議を設置し、障害の程度や種類、本人の要望等に応じて迅速に対応できる体制を整備している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構に対して、当該大学の選考基準に基づいて奨学生の推薦を行い、平成25年度は、在学生の34.0%に相当する1,710人が第一種又は第二種奨学金を受給している。さらに、大学が周知する民間奨学団体や地方公共団体の奨学金の受給を加えると、平成25年度は、全体の36.9%の学生が奨学金を受けている。

学生に対する経済面の援助を充実するため、「学生修学支援奨学金」「大学院医学系研究科基礎医学振興奨学金」「看護学科奨学金」「大学院社会人学生振興奨学金」「大学院工学研究科振興奨学金」等、10種類の独自の奨学金制度を設置している。

また、入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程を定めており、平成26年度の授業料については、全額・半額免除合わせて、申請者の88.5%が免除されている。さらに、選考基準や免除方法の改善等、学生への経済的支援の向上に努めている。

大学院学生が国内外の学会等において研究成果を発表する際にも経済的支援を行っている。

経済的支援の一環として、留学生及び日本人学生が利用できる国際交流学生宿舎等、安価な寄宿料の学生寮を提供している。

これらの経済的支援について、学生便覧等の印刷物やウェブサイト上への掲載等、多様な媒体を介して学生への周知を図っている。また、経済面の援助に関する学生ニーズを、学生生活実態調査とともに、日本学生支援機構の奨学金受給学生を対象とした「奨学金等アンケート」、授業料免除希望学生を対象とした「授業料免除アンケート」によって定期的に聴取している。平成26年度の教育・研究に関する意識・満足度調査では、経済的支援について、部局間に差異は見られるものの、80%以上の学生が「十分満足」「満足」又は「やや満足」と回答している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料は、法人文書管理規則に則り、管理されている。教育活動の実態を示す学籍関係、授業関係、進級・卒業・学位授与状況等のデータは、教務基幹システム、シラバスシステム、Web 学生支援システム等を含む教務事務電算システムを用いて電子的に蓄積・管理され、教育情報の一元管理体制が整備されている。さらに、教育、研究等の成果を登録する大学総合データベースシステムは、教育活動の実態を示すデータ・資料としても活用されている。

全学的な評価実施体制については、学長を委員長とする評価委員会の下に、評価委員会ワーキンググループ等を設置し、自己点検・評価を含む評価業務を所掌している。

認証評価への対応として、平成 26 年度に「大学機関別認証評価に係る自己点検・評価の実施体制に関する申合せ」を定め、全学的な評価も担当する理事（企画戦略担当）を総括主査とし、理事（教育・学生担当）及び各学部選出委員からなる評価委員会ワーキンググループにおいて、大学評価基準に沿った自己点検・評価を実施している。また、各評価基準への対応を通して、適宜改善を行うとともに、自己点検・評価結果及び評価機関による評価結果は、関係部局にフィードバックされ、教育の質の改善・向上につなげている。具体的な改善例としては、全学教育改革推進機構の設置、教養教育に係る全学的な責任体制の確立、入学者受入方針の改正、定員未充足の大学院課程の定員の見直し、カリキュラム・マップ／ツリーの作成・見直し、成績評価に対する学生の異議申立て制度の制定等が挙げられる。

高等教育推進センターに設置されているFD・教育企画部門は、教育内容・方法の充実及び教育評価に係る課題等に取り組み、全学教育改革推進機構内に設置されているカリキュラム・授業評価委員会と密接な連携の下、全学的な方策等の企画立案・提言を行っている。

各部局では、学習成果を含め教育の状況等を把握し、それに基づいた自己点検・評価を継続的に実施するために、部局評価委員会等の体制が整備され、例えば工学部・研究科では、J A B E E の認定を受けるなど、部局特性に応じた教育の質の改善・向上に努めている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生への全学的な意見聴取として、高等教育推進センターFD・教育企画部門では、共通項目、部局の

特化した項目及び自由記述について回答する「カリキュラムアンケート」を毎年度実施している。アンケート結果は各学部部門員によって分析・考察され、分析結果等はカリキュラム評価アンケートワーキンググループから冊子媒体で配布・周知され、教職員に現状と問題点の再理解を促している。

高等教育推進センター学生支援部門では、学生の修学や修学環境に関する状況も含め、学生生活実態全般の状況を把握するとともに、学生ニーズを聴取することを目的として、3年ごとに全学生を対象にした学生生活実態調査を実施している。修学や修学環境に関する状況、大学への意見・要望等幅広い質問事項について聴取し、時系列的な比較を含め分析・考察している。その結果は報告書として公開され、改善に資する基礎的なデータとして関係部署に対応を依頼するなど、活用されている。

各部局では、「学生による授業評価」や「カリキュラム評価」等、様々な意見聴取が組織的に実施され、その結果は随時教育の質の改善・向上に有効に活かされている。

教員からの組織的な意見聴取として、教育の状況や質向上のための提言等の自由な意見交換を行う学長と教員との懇談会を定期的で開催し（平成23～25年度、計70回開催、延べ472人参加）、改善に資している。さらに、教授会や各種教育関連委員会等における議論を通して、教職員の意見を適宜汲み上げ、教育改善につなげるよう努めている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学及び各部局では、卒業生、就職先企業、自治体、高等学校長等の学外関係者への面談、アンケート等を実施し、意見を聴取しており、その結果を具体的な改善につなげている。文京キャンパス、松岡キャンパスともに卒業生を対象にした「ホームカミングデー」を年に1、2回実施し、意見交換を行うとともに、卒業生と役員等との懇談会（OB・OGとの懇談会）を実施している。就職支援室では、2年ごとに、卒業（修了）生の就職先機関に「福井大学の教育と卒業生についてのアンケート調査」を実施し、大学への要望を聴取する機会となっている。

学部ごとに教育の成果・効果等について各分野の専門家の意見聴取（外部評価）を実施しており、評価結果を改善に活かしている。例えば、工学部では、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の見直し、インターンシップの見直し、学士力・社会人基礎力・就業力の育成体制の整備等につなげている。

国際通用性を持つ教育体制等の構築を図るため、役員と教職員による欧米の優れた大学等のベンチマーキングを平成24年度より組織的に開始し、平成25年度には、米国で学部教育に定評のあるブラウン大学のFDセンター長を1週間招へいし、国際的な視点から、教育活動に関する外部評価を実施した。その結果、全学教学ガバナンスを確立する全学教育改革推進機構の設置に結び付けている。

平成23年度より、当該大学と類似の規模を持つ山梨大学との間で、両大学の現状及び優れた点等を相互に確認評価し、その結果を今後の教育活動の一層の向上に役立てることを目的とした相互評価を継続的に実施している。

法人の経営に関する経営協議会において、教育活動についても学外委員から意見を聴取し、例えば、グローバル人材育成の強化等、教育の質の向上・改善に資している。就職先企業からのアンケートによれば、語学力、異文化におけるコミュニケーション能力不足が指摘されており、グローバル人材育成の強化は就職先企業の要望への対応ともなっている。

教育改革を推進する一環として、平成26年度には、人材需要や関係者ニーズを調査するため、福井県内高等学校2年次生、福井県内企業及び地方自治体に意見聴取を実施した。その結果は、新学部「国際地

域学部」の平成28年度の設置につながっている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-1① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

高等教育推進センターFD・教育企画部門による全学的なFD及び各学部FD委員会等による学部に特化したFDを組織的に企画・実施している。その内容は、教育の質保証、授業内容・方法等の工夫・改善、学生支援等、多岐にわたっており、教育ニーズ、要望等に基づき開催している。

FD・教育企画部門では、毎年度、全学的な視点から、「福井大学FD・SDシンポジウム」を開催し、平成26年度は、「学生の学びを支援する教育システムの構築をめざして」の内容で、108人の参加者を得ている。また、学生総合相談室による、学生支援に係るFD・SD研修会が定期的に実施され、平成26年度は、部局別に「学生支援の現状と課題」等の内容で4回開催され、延べ380人を超える参加者を得ている。これら参加者からは、「教育の改善につながる」等の評価を得ている。

各部局では、学部FD研修会、ワークショップ、講演会及び定例ミーティング等、様々なFD活動が継続的に実施されている。これらFD活動は、教育地域科学部では、教員と大学院学生も加わり授業・教材開発の課題を検討する教育内容・教材開発研究会の取組、医学部では、学生から高評価の教員を優秀教員とした公開授業の実施、工学部では、教員の取組等を紹介する「今週のティーチング・ティップス」の配信、学生FDチームとの協働FD活動等として、具体的な改善に活かされている。

教員個々の授業改善につながるFD活動として、「学生による授業評価」を組織的に実施している。評価結果は教員にフィードバックされ、授業等の改善に活かされている。医学部において平成26年度に実施された「学生による授業評価」の有効性に関する教員への調査では、「学生による授業評価は教育内容・方法の向上、FD活動に役立つか」との設問に対し、約67%の教員が「そう思う」又は「どちらかというところ思う」と回答している。また、平成26年度に実施された医学部教員117人に対する意見聴取において、「FD活動の重要性」については、約65%の教員が「非常に重要」又は「重要」と回答している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-1② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

職員の研修等の方針を職員就業規則に定め、事務職員等の教育支援者、教育補助者や技術職員の教育活動の質の向上を図るための研修等、様々な取組を組織的に実施している。

教務、学生支援を担当する事務職員について、それぞれの職階や業務に適切に対応する資質の向上を図るため、初任者研修・職階別研修・業務別研修等を実施し、さらに先進的大学の幹部職員養成研修（「大学アドミニストレーター養成プログラム」）にも職員を派遣している（平成26年度実績は、前期に4人が12回、後期に3人が13回）。

工学部技術部の技術職員については、工学部技術部の研修に関する内規に基づき、日常・専門研修実施委員会が、職務に関する専門知識の習得と技術の向上を図るための研修を企画・実施している。

学生相談に対応できる能力等の向上を図るため、学生支援に係る全学FD・SD研修会や、保健管理センターが中心となり、学生支援に携わる教育支援者を含め教職員を対象とした研修・講演会等を定期的に

福井大学

開催している。

そのほか、事務局長と事務局職員とのコミュニケーション・対話を進め、大学の置かれている状況、大学全体の動き・方向性等の共通理解を図ることを目的として、事務局長による「事務局SDセミナー」を定期的に開催している。

教育補助者（TA）については、授業開始前に事前打合せを行うなど、授業担当教員が指導方法等の個別指導を行っている。さらに、スチューデント・アシスタント（SA）については、事前及び事後研修会を開催し、講演、経験者の話、グループ討議等を通して、その資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育の状況に関し、学内外に満足度調査等を積極的に実施し、その結果を改善に活かしている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 80,920,638 千円、流動資産 11,726,077 千円であり、資産合計 92,646,715 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 21,164,167 千円、流動負債 10,522,954 千円であり、負債合計 31,687,121 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 1,519,497 千円及び長期借入金 10,972,938 千円の用途は附属病院の再整備事業（平成 26 年度から平成 30 年度）及び基幹環境整備に伴うものであり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり病院収入から返済している。

その他の負債については、長期及び短期のリース債務 655,599 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成されている。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が

中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、当該大学の関係委員会等で検討の後、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用31,482,248千円、経常収益31,511,876千円、経常利益29,627千円、当期純損失9,635千円であるが、目的積立金10,443千円を取り崩すことにより、当期総利益808千円であり、貸借対照表における利益剰余金6,605,292千円となっている。なお、短期借入金はない。

当期純損失の原因は、平成26年度末にポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理費用の引当金繰入により計上した臨時損失に伴うものである。今後の見通しとしては、附属病院再整備や新規購入資産に伴う減価償却費等の増加を見込んでおり、収支状況を継続的に調整していくこととしている。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、予算配分方針を役員会及び経営協議会の議を経て学長が定めるとともに、それに基づいた予算書を作成し、財務・施設委員会、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定し、学内への周知を図っている。

さらに、学長裁量経費や戦略的経費の確保に留意し、資源配分を行っているほか、教育・学生担当理事裁量経費を原資として、教育に関する諸努力や全学への貢献を評価し、資源配分を行う「教育評価に基づく競争的経費」を設置している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン2012及び設備マスタープラン、建物カルテシステムに基づき、関係者の要望や社会ニーズに配慮しつつ、計画的な施設・設備の整備を行うよう資源を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等に基づき、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見書が経営協議会及び役員会の議を経て、文部科学大臣へ提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部会計監査が行われている。

監事の監査については、年度当初に監事監査要綱に則し監事監査計画を策定し、監事監査実施基準に基づいて財務に関する定期監査を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した監査法人により期中及び期末監査が実施されている。

内部会計監査については、学長直属の独立した組織として設置された監査室により、監査室設置要項に則した内部監査計画が策定され、それに基づき全学の会計業務に関する内部監査等を、業務監査とともに、

定期及び臨時実施し、必要に応じて改善指導を行っている。指摘された事項に対して、適切に改善措置を講じている。

また、監事、会計監査人及び監査室の三者において、定期的に監査内容等について意見交換を行い、三者監査体制の連携強化を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織については、国立大学法人法に基づき、役員として、学長、常勤理事4人（副学長3人及び事務局長）、非常勤理事2人及び監事2人を置き、役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会を設置している。さらに、医療・病院運営を担う医療担当副学長1人、学長特別補佐8人、参与2人を配置している。迅速な意思決定が行えるよう、役員会とは別に、常勤役員及び関係部課長で構成される常勤役員会議及び常勤役員が大学の方向性等を検討する経営会議を置き、随時開催している。さらに、役員・学部長等懇談会を教育研究評議会に合わせて開催し、全学的な連絡調整や役員・部局間の意思疎通を図っている。

役員会、経営協議会、教育研究評議会における審議事項及び構成員については、役員会規則、経営協議会規則及び教育研究評議会規則に定め運営している。また、全学的な重要事項を個別に審議するため、役員を委員長とした企画・設計委員会、評価委員会、人事委員会、財務・施設委員会、入学試験委員会の基幹委員会及び研究推進委員会、教務学生委員会、全学グローバル人材育成推進委員会の個別問題委員会を設置している。組織及び運営、人事、財務及び施設等の管理運営等に係る諸規則を定め運営している。

業務執行に係る事務組織については、業務内容により、事務局長の下、1部門・4部・15課及び8室から構成されている。事務局組織規程に基づき、各部署は所定業務を分掌し、その業務内容に応じて、嘱託職員等を含め平成27年5月時点で483人が配置されている。各部署の課・室長以上から構成される事務局マネジメント会議が月1回開催され、部署間の連絡調整や情報・意識共有によって、円滑な管理運営を図っている。

危機管理等に係る体制については、危機管理規則に則り、学長を議長とする危機管理会議を置き、その下に全学的な危機管理体制を整備している。危機に対応する包括的な危機管理基本マニュアルを平成17年度に策定し、対応している。さらに、福井県等、近隣において地震等の大規模災害の発生が予想される場合に、被害を未然に防止、又は災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、災害時の基本的な対応について具体的に定めた災害対策マニュアルを平成26年度に策定している。そのほか、研究活動の不正行為対応、緊急時における毒物・劇物等の管理、安全保障輸出管理、防火・防災管理、個人情報の保護、国際原子力工学研究所における原子力災害対応等に関する危機管理については個別の規定を設け、管理体制を整備している。

公的研究費の不正使用防止を図るため、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受けて、学長を最高管理責任者、研究担当理事を統括責任者とする研究費等の管理運営体制を構築し、行動規範及び基本方針を定めている。研究費等の運営・管理を適正に行うために関係する教職員を対象にコンプライアンス教育を義務付け、平成26年度は、監査法人によるコンプライアンス講習会を237人の教職員が受講し、さらに「CITI Japan プロジェクト e-learning プログラム」を受講・修了させるなど研究費等の不正使用防止の周知徹底に努めている。さらに、文部科学省「研究活

動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、研究活動の不正行為に係る規程等の改正・策定等、研究倫理教育の実施等を含め、適切な対応に努めている。研究等に係る不正防止については、一括して対応する相談窓口を設け、ウェブサイト上に公開している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会及び教育研究評議会の議事に自由討議事項を設け、大学運営や将来の方向性に関する重要事項について意見を聴取しており、特に、経営協議会での学外委員（10人）の意見については、対応結果を経営協議会に報告している。執行部と各学部間の意思疎通の場としての役員・学部長等懇談会を活用し、大学運営の重要事項について学部等の意見やニーズを把握している。また、定期的に行われる学長と教員との懇談会（平成23～25年度、計70回開催、延べ472人参加）に加え、平成26年度には、学長による全学説明会を開催し、大学を取り巻く情勢と執行部の方針を説明するとともに、質疑応答により教職員からの意見やニーズを聴取している。これら聴取された意見は、学内資金貸付制度の導入、論文投稿支援経費の確保、研究費の弾力的運用等の具体的な改善につながっている。

事務局においては、事務局長によるメールマガジンを発行し、意見・要望を求めるなど、様々な機会を利用し、意見等の把握を行い、改善に活用している。

学生からの意見やニーズの把握には、「学生生活実態調査」及び「福井大学の教育・研究に対する意識・満足度調査」を定期的に行っている。

教職員と、北陸地区の高等学校長や進路指導教員が一堂に会し、大学入試に係る諸問題や高大接続等についての意見交換を行い、大学教育活動の充実を図ることを目的として、高等学校長との懇談会や北陸地区進路説明会を毎年度開催し、入学試験や高大連携活動等に意見を反映している。

卒業（修了）生を採用した企業へのアンケートや企業経営者との懇談会を定期的に行い、就職活動に関する意見等を聴取することにより取組の改善に努めている。これら聴取された意見は、学内合同企業説明会への参加企業の増枠、OB・OG懇談会の開催、企業研究冊子の発刊等につながっている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき、監事2人（常勤1人、非常勤1人）を置き、「法人業務の適切かつ効果的、効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。」と定めた監事監査要綱に則し、監査を実施している。

監事は、監事監査要綱及び監事監査実施基準に基づき、各事業年度の初めに監事監査計画書を策定し、学長に通知の上、部局関係者との意見交換や現地視察、役員会を含む重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて、業務監査を毎事業年度に、会計監査を毎月及び毎事業年度決算時に、書面監査、実地監査及びその他適宜な方法によりそれぞれ実施している。監事は、実施した業務及び会計監査の結果に基づき、毎年監査結果報告書を作成し、学長に提出している。その際、改善等が必要と思われる事項については、監事の意見あるいは見解として報告される。提出された業務監査報告書は大学ウェブサイト公表している。監査において指摘された監査項目の指摘事項等については、担当理事や関係部署等により改

善方策が検討され、実施後に改善結果報告書にまとめられている。監事意見に基づく改善例として、英語教育の強化等が挙げられる。

また、監事は、大学の構成員、その他学外関係者から当該大学の運営の在り方に関する意見、提案、解決・改善すべき問題点等を聴取するために電子メール又は文書で受け付ける窓口を大学ウェブサイト上に開設している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長をはじめ、役員及び事務局幹部職員は、国立大学協会主催の大学マネジメントセミナー、大学改革シンポジウム、国立大学財務・経営センター主催のシンポジウム等の各種セミナー、研修会に参加し、資質の向上に努めている。

事務職員については、職員就業規則及び職員研修規程に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、そのほかその遂行に必要な能力・資質等の向上に資する、階層別研修、特別研修、自己啓発支援研修及び業務研修からなる研修体系を構築し、組織的な研修を実施している。当該研修体制の下、特別研修では、将来の中核職員を育成することを目的として、立命館大学の「大学アドミニストレーター養成プログラム」を活用した職員研修等を実施している。自己啓発支援研修では放送大学利用研修等を実施するほか、業務研修では、各部課（室）の企画による研修、さらに、北陸地区の国立大学法人等が共同で開催する職制研修を実施している。これら研修等に参加した職員の意見から、受講した研修が資質向上等に有効であったことがうかがえる。

職員の職務に対するモチベーション向上を図る目的で、事務局職員表彰要項に基づき、表彰制度を運用している。平成26年度は、ベストスタッフ賞1人、グッドスタッフ賞3人、ベストルーキー賞1人が受賞している。また、小さなことでも常に創意工夫を行い、アイデアを提案し業務効率化を試み、活気ある職場づくりをしている職員を讃える「SMILE 業務改善コンテスト」を実施し、SMILE ゴールド賞等の表彰を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価に係る体制として、評価に関する事項を担当する理事（企画戦略担当）を配し、学長を委員長とする評価委員会の下、大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価するための全学的な実施体制を構築している。点検・評価の根拠となる資料やデータ等の収集やデータベースの構築を含め、評価を所掌する総合戦略部門の経営戦略課を中心に事務局全体で評価を支える体制を構築している。自己点検・評価に精通した教員から構成されるワーキンググループ等を個別に設置し、収集されたデータ等を基にして自己点検・評価を実施している。その結果は、評価委員会、教育研究評議会、経営協議会の審議を経て、役員会が確定している。

中期目標・計画に係る自己点検・評価において、中期計画及び年度計画の遂行を所掌する委員会及び部局等が作成した資料やデータ等を基に、自己点検・評価に係る検証・取りまとめを行っている。事業年度ごとの自己点検・評価結果は「業務の実績に関する報告書」としてまとめられ、教育研究評議会、経営協

議会及び役員会に報告した上で、文部科学省国立大学法人評価委員会へ提出するとともに、大学ウェブサイト公表している。さらに、中期計画及び年度計画の進捗状況は、電子掲示板に掲載される進行管理システムでデータ化され、「具体的取り組み進捗状況報告書」として公表されている。

大学機関別認証評価に係る自己点検・評価を担当するワーキンググループは、評価委員会の下、大学評価・学位授与機構の定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況について根拠となる資料やデータ等を基に自己点検・評価に係る検証・取りまとめを行っている。平成27年度の大学機関別認証評価に向けて実施された自己点検・評価は適切に実施され、当該大学の問題点が的確に把握されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人評価委員会による法人評価において、毎年度「各事業年度の業務の実績に関する報告書」を同委員会に提出し、評価委員会委員による書面審査、ヒアリング等を含め、評価を受けている。なお、業務の実績に関する報告書の取りまとめ過程において、経営協議会学外委員（10人）による確認、評価を受けており、外部評価ともなっている。

国立大学法人評価委員会による第1期中期目標期間評価（平成22年度）では、「中期目標の達成状況報告書」に基づく書面審査、ヒアリング等による評価を受けている。評価結果は、すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」との評価である。

大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価（平成21年度）を受け、機構が定めている評価基準を「満たしている。」と評価されている。さらに、教員養成評価機構が実施する教職大学院等認証評価（平成23年度）を受け、教職大学院評価基準に「適合している。」と評価されている。

評価委員会において平成18年に策定された全学的な外部評価基準に沿って、各部局では順次外部評価を実施している。教育地域科学部・教育学研究科は平成25年度、医学部・医学研究科は平成21年度、工学部・工学研究科は平成24年度に実施し、評価結果及び報告書を大学ウェブサイトに公表している。

工学部では、学科ごとに随時、JABEEによる認定を受けている。

ISO14001認証を平成15年に取得後、平成18年には附属病院を除く全学認証を取得しており、平成26年度の更新審査に合格し、ISO14001のマネジメントマニュアルに基づく環境活動を積極的に行っている。また、附属病院は品質マネジメントシステムISO9001認証を平成15年に取得しており、品質マニュアル等を用いて医療の質及び患者満足度の向上、医療事故の防止につなげている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価、外部評価の評価結果を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組の基盤となる評価結果活用方針を、平成19年に評価委員会で定めている。この方針に則り、全学及び各部局等が実施した自己点検・評価や外部評価結果は対応策等と併せて学長に報告され、学長は役員会に諮った上で必要な措置を決定し、改善策として勧告することとしている。事例として、平成22年度に留学生センターの評価を実施し、平成24年度の役員会において国際交流センターの設置が承認され、平成25年度に国際交流センターに改組、事務組織として国際課が新設されている。

各年度の国立大学法人評価委員会による業務実績に関する評価結果は、教育研究評議会、役員会等に報告され、改善を要すると判断された事項について、各部局にフィードバックし、改善を図っている。改善

例としては、大学院博士課程の定員充足に関する指摘を受けて改組と定員の見直しを行ったこと、寄附金の個人経理に対する指摘を受けて適正な運用を周知徹底したこと等が挙げられる。

大学機関別認証評価（平成 21 年度）において「改善を要する点」として指摘を受けた教養教育の責任体制等の 3 事項については、改善がなされている。具体的には、「教養教育に対する全学的な責任体制が十分に整備されていない。」との指摘に対しては、教養教育の質的充実・向上や円滑な実施を図る全学的な責任組織として共通・教養教育委員会を全学教育改革推進機構に設置し、「大学院課程の 1 つの研究科においては、入学定員充足率が低い。」との指摘に対しては、改組と定員の適正化等により充足率の低い状況を解消し、「双方向遠隔授業システムにおいて、当該大学からの発信が少なく、十分に利用、活用されていない。」との指摘に対しては、双方向遠隔授業システムに代わり単位互換制度を導入することを検討している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を適切に実施し、問題点を的確に把握している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学及び大学院の目的・使命（理念）は、長期目標とともに、大学ウェブサイトに掲載され、構成員に周知を図るとともに、社会に公表している。学部、研究科の教育研究上の目的は各学部・研究科のウェブサイトに掲載され、構成員に周知が図られている。さらに、大学案内、学部及び大学院学生便覧等の刊行物に、大学、学部・研究科目的等として掲載され、構成員のほか、高校生、企業、自治体等へも配布し、周知に努めている。

新入生には、ガイダンスや大学教育入門セミナー等において、学長や学部長等が直接教示している。新任の教職員には、新規採用職員研修（年1回、4月）等において、大学案内等の配布とともに、学長等が直接教示し、周知を図っている。

大学ウェブサイトの在学生向けページの平成 26 年度のアクセス件数は 12 万件を超えており、平成 25 年度カリキュラム・アンケートでは、学部・課程の目的周知状況について、約 80%の学生が理解していることを示している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイト上の「教育情報の公開」及び各学部・研究科ウェブサイト等に掲載し、構成員に周知を図るとともに学外に公表している。大学案内にも、各学部のこれら方針を記載している。

平成 26 年度の教育・研究に対する意識・満足度調査結果によれば、約 45%の学生が教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を「よく知っている」又は「知っている」と回答している。

特に入学者受入方針は、入学者選抜要項、各種募集要項にも明示し、オープンキャンパスでの配布や高等学校への送付等、入学志願者への周知に努めている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

副学長をセンター長とする広報センターを中心として、教育研究活動等の情報を発信する広報活動を大学ウェブサイト及び出版物、メディア等を活用し展開している。

大学ウェブサイトでは、教育、研究及び社会貢献等の諸活動に関する情報を提供し、特に学校教育法施

行規則第172条の2に規定される教育研究活動等についての情報及び教育職員免許法施行規則第22条の6が定める情報は、大学ウェブサイトの「教育情報の公開」に掲載し、学内外に公表している。また、自己点検・評価及び外部評価等の結果、財務諸表等についても大学ウェブサイト上に公表している。

教育研究等活動の成果について、定期的に刊行される『ふくだいプレス』や『福井大学の特色ある取組』を冊子として学内外に配布している。

大学ウェブサイトには英語版を設け、海外や留学生等へ向けた情報発信に努めている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：1件

(申立1)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準5 教育内容及び方法</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 (評価結果の根拠・理由) 観点5-2-② これらのことから、<u>授業時間外学習時間確保に十分な効果が上がっているとはいえないもの</u>の、<u>単位の実質化への配慮がなされていると判断する。</u></p> <p>(3) 意見 下線部分を削除願いたい。</p> <p>(4) 理由 「単位の実質化」の基盤となる学生の授業時間外学習時間の確保・増加を図るため、授業時間外学習の奨励、自主的学習態度の喚起、自主的学習環境の整備などの様々な取組を行った結果、3年間という短期間のうちに、授業時間外学習時間が1.76倍増加し、すべての学部で全国平均を上回るものとなった。これは、「単位の実質化」に向けたこれら取組が学生の授業時間外学習時間の確保・増加に一定の成果をあげた証左であり、授業時間外学習時間確保に効果が上がっていることを示している。</p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 学生の平日1日当たりの授業時間外学習時間の平均が平成22年度の0.7時間から平成25年度の1.3時間に増加したことは、評価報告書に記載しているところであり、当該大学における取組が一定の効果を上げ、平成25年度の授業時間外学習時間が全国平均を上回っていることは評価している。 しかしながら、中教審答申においてもたびたび指摘されているように、全国平均(1.0時間)自体が十分とはいえず、当該大学においても更なる増加・確保が望まれることから、授業時間外学習を促す取組が十分な効果を上げているとはいえないと判断し、その旨の指摘をした。</p>

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 福井大学

(2) 所在地 福井県福井市

(3) 学部等の構成

学部：教育地域科学部，医学部，工学部

研究科：教育学研究科，医学系研究科，工学研究科

関連施設：（基準施設）附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校，附属病院 等

（学部附属施設）教育実践総合センター，地域共生プロジェクトセンター，先進イメージング教育研究センター 等

（学内共同教育研究施設等）産学官連携本部，附属図書館，附属国際原子力工学研究所，高エネルギー医学研究センター，遠赤外線領域開発研究センター，子どものこころの発達研究センター，総合情報基盤センター，国際交流センター，ライフサイエンス支援センター，地域環境研究教育センター，生命科学複合研究教育センター，高等教育推進センター，語学センター，博士人材キャリア開発支援センター，共通教育センター 等

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 4,102 人，大学院 972 人

専任教員数：532人

助手数：7人

2 特徴

(1) 福井大学の歴史的発展：本学は，平成 15 年 10 月に旧福井大学と福井医科大学とを統合し，3 学部から構成される新生の福井大学として設置された。教育地域科学部及び工学部の前身である旧福井大学は，昭和 24 年 5 月に発足し，学芸学部と工学部が設置された。一方，医学部の前身である福井医科大学は昭和 55 年 4 月に開学し，昭和 58 年 10 月には附属病院が開院した。その後各学部における学科・課程の増設や改組，学部と連携する研究科の設置等の拡充整備を進め，現在は福井市（文京キャンパス）に教育地域科学部と工学部，永平寺町（松岡キャンパス）に医学部，敦賀市（敦賀キャンパス）に附属国際原子力工学研究所を擁する大学として，基本理念及び長期目標に沿った教育研究活動を精力的に展開している。

(2) 福井大学の特徴：実学を旨とする 3 学部・3 研究科から構成される本学は，創設の理念，地域の特性及び社会的役割を踏まえ，グローバル社会において真に貢献できる高度専門職業人を育成し広く社会に輩出するとともに，基礎研究を重視しつつ，先導的教師教育，画像医学，子どものこころと脳発達学，遠赤外線領域，原子力防災・危機管理等における国内外をリードする独創的な研究や高度な先端的医療の実践等，「知の拠点」としての役割を果たしている。また，約 4 割の卒業生・修了生は福井県内機関に高度専門職業人として従事しており，地域社会の担い手の育成は関係者の期待に十分応えるものとなっている。第 1 期中期目標期間評価において，地方総合大学 1 位（全大学中 7 位）と，本学の教育研究活動等の実力・実績が高く評価されている。さらに，学生支援においても，「全国 240 大学実就職率ランキング」

（大学通信調査）で複数学部を有する国立大学中 7 年連続 1 位の「就職に強い大学」として広く認められている。

(3) 福井大学の展望：本学は，地域特性や本学の強みを活かしつつ，長期目標，「国立大学改革プラン」や「ミッションの再定義」を踏まえ，①グローバル社会において真に活躍できる高度専門職業人の育成，②特色ある研究の推進による国際・国内研究拠点の形成，③地域活性化のための中核的拠点形成と国際支援，を基軸として機能強化・大学改革を推進することとしている。その一環として，平成 24 年度「グローバル人材育成推進事業」に東海・北陸地区の国立大学で唯一採択されており，実践的英語教育，国際的評価に基づいたカリキュラム改革等を展開することにより，“グローバル社会において真に活躍できる高度専門職業人”を育成している。さらに，平成 25 年度には県下で唯一「地（知）の拠点整備事業」に採択され，地域を志向した実践力・創造力を有する人材の育成など，地域再生・活性化の拠点となる「福井の知の拠点づくり」を推進している。

このように，本学は，教育，医療及び工学の分野でグローバル社会をリードしていく次世代の人材を育て上げる優れた高等教育機関として，国際的・地域的視点をもった創造性豊かな学術研究の場として，地域課題を解決する取組を通じて地域社会に貢献する地域の知の拠点として，強み・特色を持つ教育研究分野で国際・国内拠点形成を進めるよう，教育研究を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 福井大学の基本理念と長期目標

福井大学は、学校教育法の基本的な主旨に沿い、本学の特性を加味した基本理念(目的及び使命)を、福井大学学則第1条に「福井大学は、学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践することを目的とする」と定めている。さらに、福井大学大学院学則第2条に、「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と基本理念を定めている。

このような基本理念を踏まえ、次の4点を長期目標として、本学の教育、研究、社会貢献、組織運営を推進する上での指針としている。

- (1) 21世紀のグローバル社会において、高度専門職業人として活躍できる優れた人材を育成します。
- (2) 教員一人ひとりの創造的な研究を尊重するとともに、本学の地域性等に立脚した研究拠点を育成し、特色ある研究で世界的に優れた成果を発信します。
- (3) 優れた教育、研究、医療を通して地域発展をリードし、豊かな社会づくりに貢献します。
- (4) ここで学び、働く人々が誇りと希望を持って積極的に活動するために必要な組織・体制を構築し、社会から頼りにされる元気な大学になります。

2. 教育改革とその具体化方策

本学は、地域特性や強みを活かしつつ「国立大学改革プラン」や「ミッションの再定義」を踏まえ、長期目標やミッションを達成するため、今後の人材育成や研究の方向性、そのための組織の在り方等に関する次の3戦略を柱とする「福井大学の将来ビジョンと改革構想」を策定し、本学に対する社会からの期待に十分応えるよう、大学改革を推進している。

- (1) グローバル社会において真に活躍できる高度専門職業人の育成
- (2) 特色ある研究の推進による国際・国内研究拠点の形成
- (3) 地域活性化のための中核的拠点形成と国際支援

本学の教育改革では、国際的な水準の教育を実施し、学生の人間としての成長を積極的に支えることにより、また高度な専門性と豊かな社会性を有す教師、医師・看護師、エンジニア等育成のための取組を積極的に推進することにより、グローバル社会において、高度専門職業人として活躍できる優れた人材いわゆる“グローバル人材”の育成拠点へと教育活動の質的向上・変換を図ることとしている。さらに、自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進め、地域課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を推進している。

本学では、長期目標を達成するための教育改革の方向性に沿った、次の具体的な教育目標を定めている。

本学では、「グローバル社会において真に活躍できる高度専門職業人」の能力として、①確かな専門能力に裏打ちされた実践力、②実践的な語学力によるコミュニケーション力、③地域から世界までを視野に入れて自ら行動できる人間力が必須であるとし、国際通用性の高い教育課程と教務システムや社会を主体的・能動的に担っていく人間形成を目指した組織的な学生支援によって、それらをきめ細かく徹底的に厳しく育成します。

学士課程では、広く充実した教養教育やコミュニケーション力を重視する語学教育を土台とし、高い情報収集及び処理能力などを涵養する基礎教育及び高度先端研究を基礎とする専門教育によって基礎的知識や技

術を習得させるとともに、実践的な力量及び学問的な探求能力の涵養を図ります。もって、地域はもとより国内外において活躍できる高い独創性と豊かな人間性を備えた人材を育成します。

大学院課程では、学士課程において修得された基礎的知識及び実社会における実践的能力等の基盤の上に、それぞれの専門分野における最先端研究に支えられた専門教育によって高度の専門的知識に裏打ちされた実践力とともに優れた研究能力の涵養を図ります。もって、地域はもとより広く国際的な活動に貢献できる高い教育的資質を持つ人材及び高度な医療人・技術者・研究者を育成します。

3. 各学部・研究科の基本的目的と人材育成のミッション

本学の理念を其々の分野で達成するよう、各学部、研究科（後掲資料）では、それぞれの特性に沿って以下の基本的目的を定め、教育研究活動を実施している。

<教育地域科学部>

実践的力量のある学校教員の養成，地域の創造と発展に貢献できる人材の養成を目的とし，教育科学や地域科学の学際的総合的な研究成果によって広く社会の発展に寄与することを使命とする。

<医学部>

学術の中心として，高度に発展した医学及び看護学の知識を修得させ，生命尊重を第一義とし，医及び看護の倫理に徹した，人格高潔な，信頼し得る臨床医，医学研究者，看護職及び看護学研究者を育成することを目的とし，もって，医学及び看護学の進展，国民の健康増進及び社会の福祉に貢献することを使命とする。

<工学部>

基礎的な知識・教養と高度な専門能力に加えて，創造力，評価力，自己学習力およびコミュニケーション能力を併せた総合能力を持つ技術者・研究者を養成する。また，地域社会と国際社会の豊かな発展に寄与することを目的に，広く工学全般にわたって教育研究を行い，その成果を社会に還元する。

各部局では，それぞれの強み・特色・社会的役割に基づき，教育活動（人材育成）のミッションを以下のように定めている。

<教員養成分野>

グローバルな視野をもち，教育に携わる高度専門職業人として活躍できる人材の育成を積極的に推進する。

<医学系分野>

福井大学の理念等に基づき，21世紀のグローバル社会において高度専門職業人として活躍できる医師・医学研究者等の育成を積極的に推進する。

<保健学系分野>

福井大学の理念等に基づき，高い倫理観と高度な専門知識・技術を有し，グローバル社会において，高度専門職業人として活躍でき，地域社会のニーズに対応できる看護職，看護学教育者，研究者を育成する。

<工学分野>

工学の全ての分野での教育研究を遂行し，その成果を以って人間社会の持続的発展に寄与する理念のもと，学生の力を最大限に伸ばす教育を展開し，専門知識や研究能力に加え，工学の広い分野に対応できる総合的な実践力と倫理観を備えた国際的に通用する高度な専門技術者等の育成の役割を充実するとともに，広い知識と見識に支えられ，専門性だけでなく学際性・実践力を身に付け，大学等の研究職のみならず企業の第一線でも活躍できる高度な研究能力を有する先導的な人材育成の役割を果たす。

（一部抜粋）

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますので
ご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/
daigaku/no6_1_1_jiko_u-fukui_d201603.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_u-fukui_d201603.pdf)